

# 近世村落の構造

大石 慎三郎

## 1. はじめに

近世村落に関する研究は近来とみに進み、多くの研究者と数多くの秀れた業績を持つに至った。その結果、近世村落について従来不明であった諸問題が次々と明らかになり、研究は格段の進展を示した。しかしその為、また多くの未知の問題をも前面に押し出す結果となった。

それらの問題のなかに挙ぐべき先ず第一番は、いわゆる「本百姓」の問題である。近世社会に於て「本百姓」と云うのは如何なる百姓であるか。この問題は必ずしもまだ明確にされていない。次にこの本百姓の問題とからまりを持つものであるが、近世に於ける村落構成員の問題がある。近世村落は、如何なる百姓によって、どのように構成されているのか。それは村落内在住者全員か、それともある特定の人達だけであるのか。仮に特定の人達だとすれば、その特定の人達とは如何なる資格=条件を有する人達であり、それから外れた人達は、どのような条件の人達であるのか。又彼等と本百姓との関係はどのようになっているのか、等々の事が問題になる。

また、近世村落内に数多く見られる、被官、抱、門屋、帳下等々実に数多くの言葉で呼ばれる、隷属的特殊身分の者の問題がある。近世封建社会は、原理的には直接的生産者を生産手段と結合させる事により、彼等を事実上

経済的・身分的に独立せしめ、そのうえに封建諸侯による一元的な支配を築きあげる社会である故、従って村落内部にこれら百姓以外に、その百姓と性格の異なった農民が存在する事は、原則論から言えばおかしき筈である。しかし実際は、前記のような存在が、徳川全期を通じて相当広汎に、またかなりの比重で存在している。このような存在を、普通は中世的隷属民の近世社会に持ち込まれたもの、或はその遺制であるとして従来は処理してきたが、果してそれで良いのであろうかということが問題になる。もし、このような従来の考え方のみでこの問題が全て解決するとすれば、これら特殊存在が、実証的には驚くほど広汎に分布しており、またその数も決して無視出来るものではないので、徳川初期に於て近世的原理が基本的には貫徹したとする一般の見解は、原理論としてはともかく、実証的には甚だ困難な問題にゆき当るのである。

また、従来の見解と異なって彼等が中世的隷属民の遺制でないとする、彼等は如何なる原理により、如何なる性格のものとして、近世村落のなかに生れて来たものであろうかという事が問題になってくる。

以上は部分的な例示に過ぎないが、近世村落については、詳細に立入ってみると実に様々な問題が存在するのである。そしてこれらの問題を全面的に解明するには、まず数多くの具体的事例を、しかも多方面(側面)より実証的に研究する必要がある。性急な理論構

成は、かえって事実をまげるとの恐れがある。

私がここで取り上げようとするのは、前記のような意味で、近世村落解明の一過程としての個別事例による実証的研究である。中心的研究素材として、近世初頭に成立した信州北佐久郡五郎兵衛新田村<sup>1)</sup> および隣接の八幡町村<sup>2)</sup> を取りあげることとした。

なお一言ここに付け加えておくと、新田村は近世村落のなかでは特異な村落(事例)になるので、村落構成史一般を研究するには不適合だという考えがあり得ることである。この考えに対しては、私は全く正反対の見解を持っている。即ち、新田村落こそ近世村落の構成史を解くのに正に適合的であって、旧村(近世社会成立期以前に成立している村落)は、逆にこのような問題の解明には非適合的である。何故なら、中世的(または古代的)な隷属農民が自立して近世百姓に成長する物質的基礎は、中世末期から近世初頭に広汎に展開する新しい耕地の造出(=新田開発)であり、その上に近世村落は展開するのであるから。

いいかえるなら、中世以来の旧村といえども、新たな耕地の大量造出、すなわちそのようにして出来た耕地を物質的基礎として近世百姓が自立・成長するという新田の理論によって貫ぬかれており、この新田の理論が最も完全な形で貫徹しているのが、まさに、いわゆる新田村落であるからである。中世以来の旧村は、このような意味での新田の理論の貫徹が不十分であればあるほど、その村に古代・中世的遺制を多く残しているもので、そのような村で近世村落構成史を研究するのは、素材選択の段階で既に著しい過誤を犯しているというべきである。

以上が、近世村落研究に当って、敢て近世初頭に成立した新田村(五郎兵衛新田・八幡町村)を選んだ理由である。

(註)

- 1) 五郎兵衛新田村は武田氏の家臣であった小土豪の後裔市川五郎兵衛が用水を開鑿したこ

とによって成立した新田で、耕地の具体的な開発は寛永8年より始まっている。詳細は拙稿「近世初頭における土豪開発新田について」(『史学雑誌』第63編第6号所収)参照。

- 2) 八幡町村は近世初頭中山道が作られたとき、周辺村々から人を集めて作った新村である。

## 2. 宗門改帳より見た村落構造

近世社会に於ける村落構造を考察するにあたって、一般的に使用する基本史料は「宗門改帳」である。五郎兵衛新田村の「宗門改帳」で古いものは、正徳3年(1713)のものであるが、それは左の如き記載のされ方をしている。

佐久郡小諸町法華宗実大寺旦那

高拾貳石九升貳合  
一常右衛門儀当村生之者ニ而御百姓仕罷在候  
常右衛門 年三拾三才

同宗同寺旦那

全人女房佐久郡大津村市左衛門娘  
女 房 年廿五才

同宗同寺旦那

全人女ちう儀親ニ懸り罷在り候  
ち う 年七才

同宗同寺旦那

全人母子ニ懸り罷在り候  
母 年五拾才

同宗同寺旦那

全人下人源兵衛譜代之者ニ御座候  
源 兵 衛 年三拾五才

同宗同寺旦那

高壹斗貳升八合  
全人下男伝助儀譜代之者ニ御座候  
伝 助 年五拾壹才

同宗同寺旦那

常右衛門下女さつ儀譜代之者ニ御座候  
さ つ 年六拾三才

同宗同寺旦那

全人下女まん儀譜代之者ニ御座候

まん 年廿拾貳才  
 同宗同寺旦那  
 全人下女かめ儀譜代之者ニ御座候

かめ 年三拾五才  
 人数ノ九人 内三人男 内貳人下男  
 六人女 内三人下女  
 持馬壹疋 男馬

佐久郡小諸町法華宗実大寺旦那  
 全人抱武右衛門後家仕罷在候  
 後 家 年八拾壹才  
 全人下女くら儀譜代之者ニ御座候  
 くら 年五拾壹才  
 人数ノ 貳人 内壹人下女

佐久郡小諸町法華宗実大寺旦那  
 高六石九斗三升七合  
 常右衛門抱千勝儀当村之者ニて御百姓仕  
 罷在候

千 勝 年 拾七 才

同宗同寺旦那  
 仙勝親重兵衛子ニ懸リ罷リ在候  
 重 兵 衛 年四拾八才

同宗同寺旦那  
 重兵衛女房当村平右衛門娘  
 女 房 年四拾貳才

同宗同寺旦那  
 仙勝下男与三郎儀譜代之者ニて御座候  
 与 三 郎 年 廿 六 才

人数ノ 四人 内三人男 内壹人 下男  
 三人女  
 ……(略)……

高何石何斗 何宗何寺旦那 何 某  
 一何某儀……… (傍点大石)  
 ……(以下略)……

これによって、五郎兵衛新田村には「一、何某儀……」というように名前の上に一を打って始まる百姓(これを「一打百姓」と名付けておく)と、この一を打った百姓に従属する形で存在する「抱」とか「譜代(下人)」と呼

ばれる下人とがいた事が判る。なおこの記載例には出てこないが、近世普通に見られる下人がこの譜代下人とは別に存在する。

問題はこのような村落構成をどう評価するかということである。即ち「一打百姓」と「抱」・「譜代」および下人との関係をどう解釈するかである。

「一打百姓」に対する「抱」・「譜代」とは一体如何なる存在であろうか。この「宗門改帳」の記載例からみて、「抱」・「譜代」とは「一打百姓」に対して、何等かの意味で隷従的關係にあることは否定できないだろう。問題はこの「隷従的關係」の内容がどのようなものであるか、ということである。この場合まず考えられるのは、「抱」・「譜代」を家父長的家内奴隷制、又はそれに近いものとしての中世的隷従者とするのであろうが、この場合、果してそれで解決がつくであろうか。

またこの記載例から見ても、同じく「一打百姓」の従属者として存在する「抱」と「譜代」との間にも、かなりの異同がありそうである。というのは「一打百姓」が「譜代」を持っているのみならず、「抱」も「譜代」を持っていること、及び両者には記載上の扱いに違いがある事である。

以下それらを確かめる為、正徳3年(1713)と宝暦4年(1715)との宗門改帳<sup>1)</sup>を整理して表示してみよう。第1表及び第2表のようになる。またこの両表から「一打百姓」・「抱百姓」・「譜代」の数を数えて表にしてみると第3表のようになる。表は、1, 2, 3……と番号のふってあるのが「一打百姓」1-1, 1-2……と番号のふってあるのが抱百姓である。即ち正徳3年から宝暦4年の42年間に、「一打百姓」は45軒から43軒へと大体固定しているのに対して、「抱百姓」は83軒より125軒と大幅に増加し、「譜代」は36人より4人と大幅に減少している。つまり「抱」は年とともに増加傾向にある存在であるの対

近世村落の構造(大石)

第1-1表

番号	氏名	年令 (才)	旦那寺	所持石高	馬	下男・下女	譜代
1	(柳沢)三左衛門	62	実大寺	石 32.586	2	4 2	3
1-1	(佐藤)吉左衛門	49	"	2.024			
1-2	? 徳助	50	"	水 呑			
1-3	? 千助	35	妙香院	3.770			
1-4	? 小平	55	"	0.279			
2	(梶原)清八	42	実大寺	5.483	1		
3	(柳沢)平右衛門	62	"	11.630			
3-1	( " )又六	35	"	9.520	1	1	1
3-2	? 庄三郎 <sup>(1)</sup>	61	法泉寺	水 呑			
4	(柳沢)常右衛門	33	実大寺	12.092	1		5
4-1	? 武右衛門後家	81	"				1
4-2	(柳沢)仙勝	17	"	6.937			1
4-3	? 角兵衛	56	妙香院	1.209			
5	(高柳)重兵衛	40	貞祥寺	1.085			
5-1	( " )武兵衛	66	"	2 190			
5-2	( " )甚九郎	28	"	2.339	1		
5-3	? 平七	65	妙香院	0.920			
5-4	? 太兵衛	56	"	水 呑			
5-5	? 市兵衛	34	貞祥寺				
6	(茂木)甚右衛門	47	"	16.455	1	1	2
6-1	? 弥八	32	法泉寺	0.846			
6-2	? 徳兵衛	77	"	1.635			
6-3	松崎平(半)四郎後家	75	長念寺	1.720			1
7	(市川)金兵衛	53	貞祥寺	8.400	1		
8	(土屋)孫市	65	"	0.132	1	1	1
9	(岡村)三郎兵衛後家	29		0.120		1	
10	(成沢)清左衛門	68	常泉寺	6.450	1		2
10-1	( " )辻助 <sup>(2)</sup>	17	"	3.327			
11	(依田)勘兵衛	61	"	11.041	2	1 1	1
11-1	( " )源助	29	"	11.039	1	1	1
11-2	( " )仙之丞	19	"	8.530	1		2
12	(阿部)吉兵衛	27	大徳寺	1.668			
13	(高田)新助	28	"	16.377	1	1	1
13-1	( " )半左衛門	41	"	0.480			
13-2	? 市三郎後家	64	"	水 呑			
13-3	? 小右衛門	47	妙香院	0.299			
14	(小川)利兵衛	62	大徳寺	6.378	1		
14-1	( " )清七	36	"	1.432			
14-2	? 徳右衛門	48	"	0.431			
15	(町田)伊左衛門	50	"	1.599	1		
15-1	( " )六兵衛	45	"	1.599			
15-2	( " )吉右衛門	42	"	1.150			

近世村落の構造(大石)

第1-2表

番号	氏名	年令 (才)	旦那寺	所持石高	馬	下男・下女	譜代
16	(柳沢)万右衛門	48	大徳寺	石 1.438			
16-1	(〃)茂右衛門	40	〃	2.041			
16-2	(〃)清右衛門	40	〃	3.173	1		
16-3	(〃)儀右衛門	45	〃	0.050			
16-4	(〃)門兵衛	57	〃	1.977			
17	(〃)長右衛門	75	〃	5.084	1		
17-1	(〃)六右衛門	47	長念寺	5.501			
18	(町田)八平	47	大徳寺	0.194			
18-1	(〃)太郎兵衛	32	〃	0.197			
18-2	(〃)太平 <sup>(3)</sup>		〃	0.197			
18-3	(〃)半十郎	50	〃	0.197			
19	(小平)権兵衛	64	妙楽寺	4.719	1		
19-1	(〃)七之丞	56	〃	5.595	1		1
19-2	(〃)半之丞	53	〃	0.150			
20	(北原)与兵衛	62	法泉寺	4.032			
20-1	?孫三郎	63	常泉寺	2.315	1		
21	?熊太郎	34	法泉寺	3.026			
21-1	?久助 <sup>(4)</sup>	44	〃	0.105			
21-2	(佐藤)甚兵衛	54	〃				
22	(小竹)一郎兵衛	66	〃	10.655	1		
22-1	?角之助	13	〃	4.701			
22-2	?佐兵衛	34	〃	1.260			
23	(松崎)又四郎	20	〃	2.994	1	1	
23-1	(〃)吉之丞	46	〃	3.418			
23-2	(〃)三郎右衛門	42	〃	3.418			
24	(花岡)太郎左衛門	73	〃	1.034			
24-1	(〃)八郎兵衛	50	〃	0.080			
24-2	(丸山)勝右衛門	39	長念寺	3.240			
25	(碓氷)五兵衛	71	法泉寺	3.380			
25-1	(〃)庄三郎	66	〃	3.984			
25-2	(〃)彦兵衛	48	〃	5.051			
25-3	(〃)六之丞	44	〃	0.892			
25-4	?市右衛門	49	〃	4.820			1
26	(桜井)三右衛門	56	〃		1		
27	?小左衛門	17	長念寺	0.531			
27-1	?太郎	23	法泉寺	0.707			
28	(山本)作兵衛	19	長念寺	2.120			
29	(掛川)藤兵衛	57	〃	2.571	1	1	1
29-1	?長蔵	52	〃	0.000			
29-2	?長三郎	32	〃	0.611			
30	(塚野)嘉兵衛	27	〃	0.327			
30-1	?平十	54	〃	水香			
31	(金箱)伝左衛門	32	〃	7.348	1		2

近世村落の構造 (大石)

第1-3表

番号	氏名	年令 (才)	旦那寺	所持石高	馬	下男・下女	譜代
31-1	(金箱)久佐衛門	63	長念寺	石 0.200			
31-2	(")忠兵衛	21	"	1.848			
32	(柳沢)吉右衛門	58	"	4.482			
32-1	(清水)五助	40	常泉寺	2.037			
33	(柳沢)弥兵衛	36	長念寺	3.702	1		1
34	(伊藤)平作	41	"	0.797	1		
34-1	?元兵衛	37	"	0.520			
34-2	(伊藤)兵三後家		"	1.309			
35	(中沢)七右衛門	49	"	7.651	1	1 1	
35-1	(")五太夫後家	60	"	0.464			
35-2	?権七	40	"	0.474			
36	(土屋)角之丞			19.641	2	2 2	
36-1	?兵内	28	常泉寺	水呑			
36-2	(土屋)彦左衛門	49	長念寺	7.285	1	1 1	
36-3	(")源八	36	"	7.032	1	1 1	
36-4	(")松右衛門女房	34	"	水呑			
36-5	?彦右衛門	50	"	4.053			
36-6	?権兵衛	30	"	水呑			
37	?一郎兵衛	47	"	15.721	1	1 1	1
37-1	?勘兵衛	56	"	水呑小作			
38	(有賀)甚左衛門	15	"	3.702		1	1
39	(森田)三太夫	50	"	3.340	1		
39-1	(")茂太夫 <sup>(5)</sup>	40	"	3.640			
39-2	(橋本)源七 <sup>(6)</sup>	39	"	0.677			
39-3	?佐五助	51	"	3.352			
40	(橋本)源蔵	27	"	3.353	1		
40-1	?九左衛門	50	"	1.577			
40-2	(橋本)九之助	47	"	4.074	1		
40-3	?久兵衛	?	"	水呑			
40-4	(橋本)七右衛門	41	"	3.352	1		
41	(赤出)長左衛門	67	"	3.556	1		
41-1	?長重郎 <sup>(7)</sup>	72	"	2.245	1		
41-2	?作兵衛	27	"	水呑			
41-3	?次右衛門	67	妙香院	0.060			
41-4	?太左衛門	41	"	水呑			
42	(市川)清兵衛後家	51	長念寺	4.755			
42-1	(")長兵衛女房	35	"	1.200			
43	?庄右衛門	37	妙香院	38.443	1	1	3
43-1	(相沢)与惣右衛門	51	長念寺	12.399	1	1 1	
43-2	長次郎	16	妙香院	5.335			
43-3	五郎助	?	"	0.112			
44	又兵衛	65	"	13.452	1		
44-1	源右衛門	34	"	水呑小作			

近世村落の構造(大石)

第1-4表

番号	氏名	年令 (才)	旦那寺	所持石高	馬	下男・下女	譜代
45	兵右衛門	51	妙光院	9.056		1	3

[注] (1)柳沢分家 (2)江戸へ出奉公 (3)太郎兵衛弟で出奉公 (4)作奉公ニ出ル (5)三太夫の弟  
(6)茂太夫の聲 (7)長左衛門の兄

第2-1表

番号	名前	旦那寺	下男 下女 (人)	譜代	馬 (匹)	備考
1	三左衛門	実大寺	4		1	名主
1-1	兵五郎	"	1			当村百姓
1-2	清四郎	妙香院				"
1-3	小七郎	"				"
1-4	半七郎	"				同人塩名田村へ奉公
1-5	平三郎	"				水呑小作, 女房子供(6才)寺奉公
1-6	平吉	"				定使
1-7	藤四郎後家	長念寺				水呑日傭取, 養子(24才)塩名田村へ奉公
2	源右衛門	実大寺	1			
2-1	岡右衛門	貞祥寺				水呑百姓
3	所左衛門	実大寺	2		1	組頭
3-1	与七郎	妙香院				水呑小作
3-2	久右衛門	大徳寺				"
3-3	清兵衛	"				当村百姓
3-4	孫七郎	長念寺				"
3-5	五郎助	"				水呑小作, 寺奉公
3-6	文左衛門	大園寺				当村百姓, 弟(38才)高崎へ奉公
4	文八郎	実大寺				
5	平左衛門後家					子(30才)村内奉公
6	与市郎	貞祥寺				
6-1	甚九郎	"				上州一宮之奉公
6-2	九兵衛	"				本人, 母(72才)村内奉公
7	八左衛門	"				組頭
7-1	平七郎	法泉寺				当村百姓
7-2	定七郎	"				小作百姓
7-3	徳兵衛	"				当村百姓
8	権右衛門	常福寺			1	
9	宇右衛門	法泉寺	2		1	
9-1	藤右衛門	"				当村百姓
9-2	与兵衛	"				"
9-3	銀右衛門	"				"
9-4	久兵衛	"				当村百姓, 子(21才)沓沢村へ奉公
9-5	定五郎	"				当村百姓
9-6	友平郎	"				水呑小作
9-7	孫三郎	常泉寺				"

近世村落の構造(大石)

第2-2表

番号	名前	旦那寺	下男 下女 (人)	譜代	馬 (匹)	備考
10	市之丞	法泉寺				本人松井田奉公, 弟(24才)上州下仁田へ奉公
10-1	藤八	"				水呑, 本人寺奉公, 子(12才)村内奉公
11	半右衛門	"				子(25才)村内奉公
11-1	甚兵衛	"				水呑小作百姓
11-2	清右衛門	西蓮寺				水呑小作, 子(23・19才)上州松井田・上州高崎へ奉公
12	五兵衛	法泉寺				子(28才)村内奉公
12-1	市右衛門	"				本人江戸武家奉公, 子(18才)江戸浅草奉公
12-2	文右衛門	"				村内奉公, 女房(35才)奉公
12-3	友右衛門	"				当村百姓
12-4	庄次郎	"				"
12-5	庄右衛門	"				水呑小作百姓
13	伝右衛門	"				
13-1	藤吉	"				当村百姓, 子(20才)小諸へ奉公
13-2	三右衛門	"				当村百姓
13-3	八助	"				"
13-4	安右衛門	"				"
13-5	宇兵衛	"				水呑小作百姓
14	文右衛門	妙楽寺				
14-1	甚内	"				当村百姓, 子(24才)江戸奉公
14-2	権四郎	"				当村百姓, 子(25・15才)武家・上州高崎へ奉公
14-3	弥太郎	妙香院				娘(27才)村内奉公
14-4	忠内	妙楽寺				
15	与五右衛門	妙香院				組頭
16	吉左衛門	"				"
16-1	市平	実大寺				水呑小作
16-2	三郎兵衛	貞祥寺				当村百姓
17	政右衛門	妙香院				弟, 江戸神田へ奉公
18	伝兵衛	大徳寺	2			百姓代
18-1	半之丞	妙香院				当村百姓, 娘(33才)平井村へ奉公
18-2	半左衛門	大徳寺				当村百姓
18-3	茂右衛門	"				"
19	伊左衛門	"				
19-1	六兵衛	"				当村百姓
19-2	重助	"				水呑, 本人奉公, 子(20才)望月宿へ奉公
20	八平	"				
20-1	治郎八	"				当村百姓, 弟(23才)塩名田宿へ奉公
20-2	喜右衛門	"				当村百姓
20-3	半重郎	"				水呑小作百姓
20-4	園七	"				当村百姓
21	万右衛門	"				
21-1	清助	要(養)蓮寺				水呑小作, 本人御馬寄村, 娘(17才)上州へ奉公
21-2	重兵衛	"				当村百姓
21-3	勘右衛門	大徳寺				水呑小作
21-4	万之丞	"				当村百姓



近世村落の構造(大石)

第2-3表

番号	名前	旦那寺	下男 下女 (人)	譜代	馬 (匹)	備考
21-5	喜兵衛	大徳寺				当村百姓, 子(16才)御馬寄村へ奉公
21-6	五右衛門	"				当村百姓
21-7	清右衛門	"				"
21-8	新右衛門	"				当村百姓, 子(35才)江戸へ奉公
21-9	長右衛門	"				当村百姓
21-10	六右衛門	長念寺				"
22	半兵衛	法泉寺				"
22-1	仁右衛門	"				"
22-2	次助	"				水呑小作百姓, 子(21才)松井田宿菓子屋へ奉公
22-3	勘六	"				水呑小作百姓
22-4	庄九郎	"	1			当村百姓
22-5	長助娘	"				小作百姓, 娘(28才)相浜へ奉公
22-6	長兵衛	長念寺				江戸奉公
22-7	文之助	法泉寺				水呑小作百姓
22-8	文之丞	"				当村百姓
22-9	権之丞	"				当村百姓, 子(14才)相浜村へ奉公
23	次右衛門	大徳寺				組頭
23-1	次郎右衛門	"				当村百姓, 子(17才)江戸奉公, 娘(20才)村内奉公
23-2	徳右衛門	"				当村百姓
23-3	作之丞	"				"
23-4	市右衛門	"				"
24	吉右衛門	長念寺	3			
24-1	善兵衛	"				本人矢島村奉公, 子(13才)小諸へ奉公
24-2	茂右衛門	"				当村百姓
24-3	新八	"				"
24-4	吉兵衛	常泉寺				"
25	平作	長念寺				"
25-1	平三郎後家	"				"
25-2	喜兵次	"				"
26	七左衛門	"	1			組頭
26-1	幸助	"	2		1	当村百姓
26-2	五太夫	"				"
26-3	長八	"				当村百姓, 本人望月町へ奉公, 弟(21才)村内奉公
27	佐左衛門	"	2			
27-1	半九郎	妙香院				水呑小作
27-2	源八	長念寺				当村百姓, 弟(38・27才)相浜村・上州一宮へ奉公
27-3	幸右衛門	"				水呑小作, 子(19才)八幡宿へ奉公, 娘(17才)沓沢村奉公
27-4	文之丞	"				水呑小作, 弟(17才)八幡宿へ奉公
27-5	助右衛門	"				水呑百姓, 江戸へ奉公
27-6	万之助	妙楽寺				当村百姓, 子(36才)上州松井田宿へ奉公
28	彦左衛門	長念寺				子(29才)沓沢村へ奉公
28-1	伊右衛門	"				当村百姓
29	又右衛門	"				
29-1	清八	妙楽寺		4		水呑小作, (註)清八は当年80才

近世村落の構造(大石)

第2-4表

番号	名前	旦那寺	下男 下女 (人)	譜代	馬 (匹)	備考
30	甚左衛門	長念寺				
31	九之助	"				
31-1	儀左衛門	"				水呑小作
31-2	又左衛門	"				松井田宿へ奉公
31-3	是右衛門	"				当村百姓
31-4	七右衛門	"				本人八幡宿へ奉公, 子(23才) 村内奉公
32	李右衛門	"	2		1	組頭
32-1	惣右衛門	"				当村百姓
32-2	角助	"				当村百姓, 娘(25才) 八幡宿へ奉公
33	三太夫					
33-1	源七	"				江戸奉公, 女房寺奉公
33-2	伝四郎	"				当村百姓, 子(14才) 矢島村へ奉公
33-3	源兵衛	"				当村百姓
33-4	仲右衛門	"				水呑小作
33-5	太七	"				当村百姓
34	要右衛門	"				(註) 要右衛門18才
35	小左衛門	"				
35-1	長助	"				水呑小作
36	伝佐衛門	"				
36-1	万兵衛	"				八幡宿へ奉公, 弟(24才) 同前
37	佐助	"				
38	太左衛門	"				
38-1	佐兵衛	"				水呑小作百姓, 子(21才) 沓沢村奉公, 娘(19才) 御馬寄村奉公
39	勘兵衛	常泉寺	2		1	組頭
39-1	弥七	法泉寺				当村百姓
39-2	九左衛門	長念寺				"
39-3	長助	"				水呑小作百姓, 子(18才) 村内奉公
39-4	与八	"				水呑小作百姓
39-5	又市	"				当村百姓
39-6	市左衛門	常泉寺	2			"
39-7	市右衛門	"	2			"
39-8	又五郎	"	2			"
39-9	源助後家	"				水呑小作, 娘(19才) 沓沢村奉公, 子(21才) 江戸奉公
39-10	宇左衛門	"				当村百姓
39-11	源四郎	"	3			"
39-12	常右衛門	"				"
40	清左衛門	"				
40-1	又六	実大寺				本人上州へ奉公, 娘(14才) 村内奉公, 子(21才) 江戸奉公
41	八郎右衛門	?				
41-1	利右衛門	妙香院				当村百姓
41-2	金左衛門	長念寺				"
41-3	直右衛門	"				"
41-4	神右衛門	"				"
41-5	初右衛門	"				"

第2-5表

番号	名前	旦那寺	下男 下女 (人)	譜代	馬 (匹)	備考
41-6	藤 右 衛 門	長念寺				当村百姓
41-7	忠 右 衛 門	"				"
41-8	善 兵 衛	?				水呑小作, 子 (32才) 村内奉公
42	武 兵 衛	?				
42-1	定 助					水呑小作
42-2	勘 助					当村百姓
43	嘉 兵 衛	?				
43-1	久 四 郎					水呑小作百姓
43-2	門 助					水呑, 村内奉公
43-3	市 助					当村百姓

第 3 表

	一打百姓 (軒)	抱 百 姓 (軒)	譜 代 (人)
正徳 3 年	45	83	36
宝暦 4 年	43	125	4

し、`譜代、は減少傾向にある存在である。このことは注意さるべきである。

まず事の順序として、`譜代、の方をみると、譜代はたとえば正徳3年の宗門改帳で常右衛門の譜代伝助が1斗2升5合の高を持っているような例を除いて、原則として高を所持せず、下人・下女と同列に扱われている。また宗門改帳上には年令に関係なく夫婦関係を持つ者として表れていない。これらの事から彼等に中世的隷従者としての性格が、かなり強く感ぜられる。いま宝暦4年に残っている4人の譜代について検討してみよう。この4人とは、又右衛門の抱の清八(第2表中の29の1)の譜代である。この両者については後程詳述するが、この又右衛門は以前は抱身分であったのが上昇して一打百姓になり、一方清八はかつてはこの村でも最も有力な一打百姓であったのが零落して抱身分に転落した存在であり、しかも年齢は80才と云う高齢者である。この、いわば没落し年老いた今は何の経済力もない人物に4人もの譜代がついているという事は、譜代というものが人身的な隷属性を強く持っていることを感じさせる。こ

のような訳で譜代は主人に対し中世的隷従関係を持ち、その存在はいわば急速に亡びつつある遺制と考えて大過ないであろう。

このような譜代に対し、`抱、の方はそれと全く異なった性質を持つものと考えられる。即ち譜代は年と共に急速に数を減じ、やがて消えてゆくのにに対し、逆に`抱、の方は数が増加してゆき、徳川時代最後の慶応4年には145名となっている<sup>2)</sup>。その上第1表で判るように、彼等ははかなり多くの石高を所有し、それ自体経済的に独立した再生産体とさえ考えられる者が多い。

今試みに(1)抱を持った一打百姓と、(2)抱を持たぬ一打百姓と、(3)抱の三者に分けてその持高を整理してみると、第4表のようになる。それによると、抱は持高の大きい抱親(一打

第 4 表

土地所有 (石)	抱親である一打百姓 (軒)	抱親でない一打百姓 (軒)	抱 (軒)	計 (軒)
0	0	2	15	17
~ 1	3	5	28	36
1 ~ 5	15	4	30	49
5 ~ 10	5	5	8	18
10 ~ 20	9	0	1	10
20 ~ 30	0	0	0	0
30 ~ 40	2	0	0	2
不 明	0	0	1	1
計	34	16	83	133

百姓)には及ばぬが、抱親の中位には匹敵する高を持っており、抱を持たぬ一打百姓には決して劣らぬ高を持っている。このように抱は経済的基盤を相当程度持っているのみならず、更に第1表及び第2表の備考欄を見れば判るように、抱には小作百姓をやっている者もあり、更に抱自身及びその妻子をも含めて自村内は勿論、他町村へ、甚だしいのは江戸迄へも奉公に出ており、また奉公先も単なる庶民の処ではなく寺奉公・武家奉公であるものさえある多様さである。また奉公に出る者も妻子・懸人のみならず、一家の戸主が自ら出ていることもある。また一戸全員が他所奉公に出ている者さえある有様である。もし彼等が中世的隷従者であるとすれば、このような事はあり得ないであろう。

以上のような事から考え合せてみると、これら抱は宗門改帳の上では抱親に対する隷属的存在のように表れているが、実際は抱親から独立した存在と考えた方が妥当である。

では、にもかかわらず、何故抱というような特異な形をとってあらわれるのであろうか。その理由とは何であろうか。この問題を解きほぐす為、二つの史料を検討してみよう。一つは「抱請」に関する文書であり、今一つは「他見堅く無用之事」と註釈の入った五郎兵衛新田村上原部落の「百姓由緒書」<sup>3)</sup>である。先づ「抱請」証文から検討してみよう。

進上申一札之事

一、吉兵衛と申者、我等縁者にて同郡落合村ニ、罷在候、当村江引越小作つくり世渡り仕度由申間、我等共屋敷ニ抱置申度候、右吉兵衛之儀ニ付、何処之六ヶ敷義出来申候共、拙者共埒明、村中六ヶ敷ニ掛申間敷候、我等屋敷ニ御置可被下候、為後日一札仍而如件

元禄八年亥三月

文右衛門 ㊤

惣右衛門 ㊤

清兵衛 ㊤

右吉兵衛、宗旨之儀ハ代々浄土宗ニテ、当村长念寺旦那ニ紛無御座候、寺請状之儀ハ、惣右衛門方へ取置申候、何時共御用次第指上ケ可申候、以上

亥三月

惣右衛門 ㊤

三左衛門殿

半右衛門殿

市郎兵衛殿

忠右衛門殿

これは自分達(文右衛門・惣右衛門・清兵衛)の縁者である吉兵衛と云う百姓が、五郎兵衛新田村に引越し、小作渡世をしたいとの事ゆえ、自分達の屋敷に抱置く事を許されたいと云う願書である。この証文によって、新たに村に居住する為には村内の誰かの屋敷に抱え置かれて、そのことからおこる一切の責任を保証される事が必要であったと云う事が判る。即ち、抱とは先づ第一に他所者が村内に居住する為に必要な条件である。この吉兵衛は、正徳3年の宗門改帳では高1石6斗6升8合持の一打百姓として現れている吉兵衛(第1表の12)と見做せるもので、抱と云う名目=身分で元禄8年に五郎兵衛新田村に居住を許され、小作によって小金を貯えて、正徳3年には1石6斗6升8合の高持百姓になっていたと考えられる。

以上この「抱請」証文から、抱と云うのは他所者が五郎兵衛新田村で居住権を得る為、村内の有力者(村落の正規のメンバー)の誰彼のところ(屋敷)に抱え置かれて、その保証と世話を受ける関係を云っているのである。

これで抱の少なくともある側面が判ったのであるが、それをより深める為、「百姓由来書」によって更に検討を進めてみよう。五郎兵衛新田村の百姓由来記には「当村開発百姓由緒書」と「中来大小百姓由来書」というのと2冊ある。前者は高田伝兵衛という百姓が宝暦9年に書記した五郎兵衛新田村の開発当時からの百姓の由緒書で、後者はそれ以後、

五郎兵衛新田村に入村定着した百姓達の由緒を書き上げたものである。筆者はやはり高田伝兵衛かとも思われるが、不明である。ここでは、五郎兵衛新田村土屋保旧主と表紙に記している本を用いた。

(i) 百姓富士右衛門

三ツ塚村出身であるが、家が零落したので幼少の頃から上州羽沢の市川四郎兵衛殿の処に10数年奉公勤めをした後、延宝元年(1673)に市川家の新田田屋手代として当村へ来住、段々と田畑を買調え、貞享4年に五右衛門屋敷に家作をつくって住んでいたが、作兵衛という本百姓名を継いで本百姓になったが、享保8年、家屋敷百姓名代共に売り払い、もとの源右衛門の抱になり当地で水呑になっている。

(ii) 百姓又右衛門

上州羽沢村出生で元来市川五郎兵衛殿の百姓であった。慶安年中夫婦共に此地に引越して来、市川五郎兵衛殿に草刈奉公をし、金を蓄えて田畑を余程買い取り、星尾彦左衛門の田屋家を借家して住んでいた。武右衛門から市郎兵衛へ名主役を引渡す時分(延宝年間?)に、五郎兵衛田屋抱百姓として高帳及び六段帳に載るようになった。だが又右衛門は自分の屋敷がなかったので、半左衛門の潰れた跡屋敷を五郎兵衛殿が買い取っていたのを、五郎兵衛に頼み込んで代金を出して貰い請け、貞享元年家作をして移り住んだ。その後も、田畑を大分買調えた。与惣右衛門代になり、御馬寄村分の田、新田及び九兵衛の畑及び林を買添えて、まずまず村内では中位の百姓となった(註、この与惣右衛門は正徳3年の宗門改帳に庄右衛門抱として12石余の土地と2人の下人と馬1匹とを持っている。第1表43の1)。先に五郎兵衛殿の手代をしていた旅屋清八が、役向も勤めかねる様になり、それかと云って新しく

手代を連れて来るのも出来かねて困っていたので、村役人の伝兵衛・所左衛門が内談の上、前々吉兵衛分と云う百姓名前で畑が少々あったので、この名前と旅屋に昔からあった本百姓名代とを又右衛門に渡し、家守の平六も又右衛門の抱にし、又右衛門から米若干を旅屋清八に渡す約束で、宝暦2年2月に又右衛門を本百姓に立替えた。

(iii) 百姓与兵衛

たか村出生と伝えられ、寛文年間に当地へ兄徳兵衛と共に来る。徳兵衛は、源左衛門方に稼奉公に出、弟与兵衛は仁右衛門方に奉公する。徳兵衛は抱親源左衛門の下女と結婚する。与兵衛は貞享年間に安左衛門屋敷内の南の方に借家して家持となり、小売酒及び茶塩商い及び田畑小作をする。その間、小金を貯めて少しばかり畑等を買調えて、酒屋与兵衛と云う名で高帳に名を表わすようになる。元禄年間に安左衛門が困窮したのに乗じ、その家屋敷を買い取る。そして後、甚右衛門の抱を離れて安左衛門の跡替りに本百姓名前を請け本百姓となる。

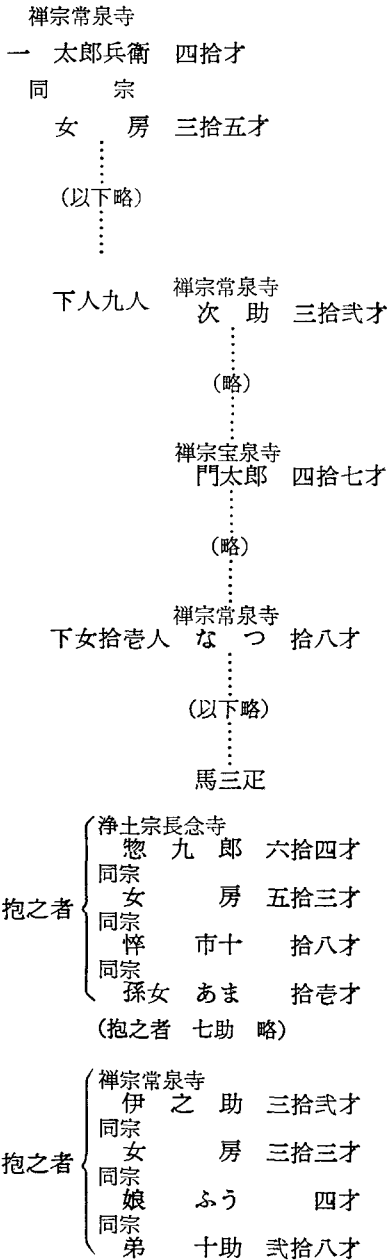
以上3人の例で判るように、抱百姓とは五郎兵衛新田村に居住しているが、百姓名(本百姓又は長百姓とも云っている)を持たないが、少くとも耕作をはじめ再生産活動の上で独立の百姓が村内居住をする為の条件であり、抱百姓が本百姓に上昇したり、本百姓が抱百姓に転落したりするような性格のものである。

なおここで「譜代(下人)」でない普通の下人と抱の関係を考えておくと、ここに例示した富士右衛門の場合でも、又右衛門の場合でも、村に入った一番最初は奉公人=下人としてであり、それが抱になり、やがて本百姓になっている。つまり譜代下人でない下人は、その働きによって抱に上昇することの出来る存在である。

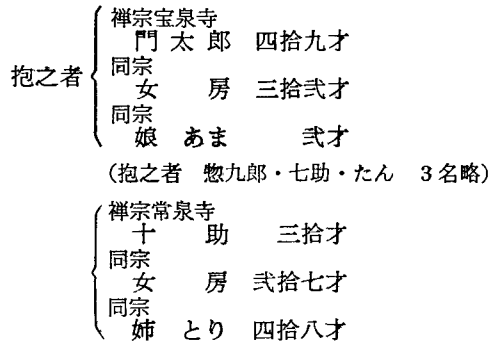
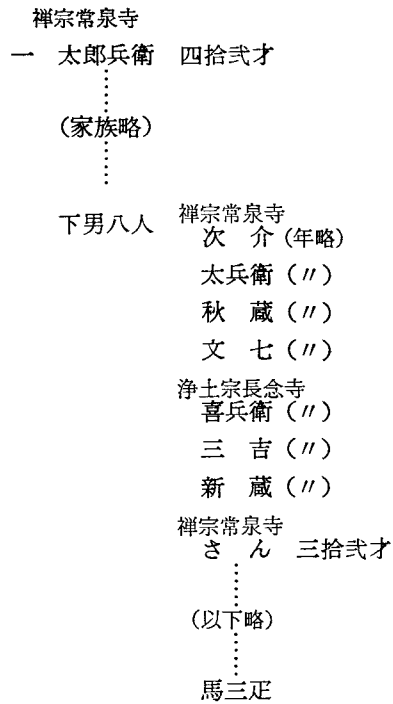
このように下人より抱へというコースは、五郎兵衛新田村の隣接村である八幡町村の宗

門改帳<sup>4)</sup>に非常によく出ているので、次に挙げておく。

元禄三<sup>庚午</sup>年小諸領八幡町宗旨御改帳



元禄五<sup>壬甲</sup>年小諸領八幡町宗旨御改帳



これを見て判るように、太郎兵衛の抱は元禄3年から同5年の2年の間に惣九郎・七助・伊之助の3人から惣九郎・七助・門太郎・十助・たんの5人に増えている。このうち門太郎は、元禄3年の下人門太郎、十助は同年の抱之者伊之助の懸人になっていた弟十助である事がその年令から判る。彼等は各々この2年の間に、下人から抱身分に上昇しているのである。

〔註〕

1) 両宗門改帳とも五郎兵衛新田村上原、柳沢

本也氏文書

- 2) 幕末における抱親と抱との数を表示してみると第5表のごとくなる。なおここで利用史料について特にことわってない限り、五郎兵衛新田村上原の柳沢信哉氏文書を使った。

第5表

年 代	抱 親	抱
文 政 6 年	41軒	159軒
天 保 3  "	41 "	141 "
" 8  "	41 "	146 "
" 9  "	41 "	153 "
" 11 "	41 "	142 "
" 12 "	41 "	141 "
弘 化 4  "	41 "	143 "
安 政 3  "	41 "	140 "
文 久 2  "	41 "	139 "
慶 応 4  "	41 "	145 "

- 3) 柳沢本也氏文書，なおこれと同種の写本が村内に数種類あるが，内容は皆同一である。  
4) 八幡，依田英房氏文書。

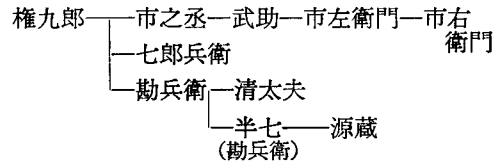
### 3. 本(長)百姓と抱との間

第2節に於て，五郎兵衛新田村の村落構成に於て特異な地位を占めている抱とは，中世的隷属民の遺制と云うよりは，むしろ百姓名＝本百姓(長百姓)名を持たぬ百姓達が，五郎兵衛新田村に居住するに当たるとるべき条件であると云う事が判り，更にこの抱の中には他村より移住して来たところの血縁外抱もいた事，および抱と本(長)百姓とは相互に交替しあう事のあり得る存在だという事が判った。今少し，この線にそって抱の本質を追求してみよう。その為，宝暦12年(1762)の「本百姓名前論争」と，文化9年(1812)の「抱抜結合一件」と名附くべき事件を取ってみる。

#### (1) 「本百姓名前論争」

この事件は，市左衛門とその子市右衛門(第2表39の6と7)と云う百姓より，その叔父勘兵衛及びその子源蔵(第2表の39)に対し，

預けておいた本百姓名前及び組頭役を返すようにと訴え出たことによってひき起こされた事件である。説明を判りやすくする為必要な範囲で系図を作ってみよう。



この権九郎は五郎兵衛新田検地の段階からの百姓であって，その子市之丞・孫武助の代迄，ちょうど宝永年間迄三代に亘って本百姓身分で，かつ組頭役をして来た家系である。権九郎の子市之丞には七郎兵衛・勘兵衛という2人の弟があり，いずれも市之丞の世話で天和年間に別家に出し，自分の子の武助の抱にしておいた。ところが宝永元年(1704)武助が死去した時，その子市左衛門がまだ幼少であったので，同村の百姓五兵衛に組頭役を渡し，抱親の方はそのまま自分(市左衛門)が持っていた。ところが享保3年(1718)にこの五兵衛が死去して後役が問題になった時，伯父の勘兵衛が自分(市左衛門)のところに来て云うには，其方はまだ幼少で組頭を勤めるのもどうかと思うので，其方が成人する迄，自分の子供の清太夫に組頭を渡してくれぬかと云うので「私儀も幼少御座候故」承知したところ，更に「組頭役相勤申上ハ抱親共相渡くれ候様」にと云い，村役人もそれを勤めるので，自分(市左衛門)が成人をし役儀をしたい時は何時でも組頭役と抱親とを返すと云う条件で，組頭役・抱親共に清太夫に渡し，自分が逆にその抱となった。ところがやがて清太夫が死に，自分が持っていた組頭役・抱親身分がその弟の半七に渡ってしまった。ところがこの半七が宝暦10年(1760)に死んだので，当然組頭役・抱親身分ともに自分のところに戻って来ると考えていると，何の断りもなしにそれを子供の源蔵に渡してしまった(第2表の39参照)。それで今迄のいきさつを

話し、抱親と組頭役とを自分(市左衛門)のところに返すように宝暦11年12月21日、掛合ったところ、初めは直ちに返すとの返事であったのに、又26日になって、返す訳にはいかぬと云ってきた。それで市左衛門親子連名で以上のような今迄のいきさつを述べたうえ「五郎兵衛新田之儀ハ古来本百姓名目之儀ハ本家ニ而相統仕、類家之儀ハ抱百姓仕罷有候、往古本百姓四拾軒之内本家相統仕候内ハ類家江役儀相渡候例無御座候」と主張して訴え出したのである。

この訴えを受けた村側は、村中の本百姓が寄り集って色々和相談した結果、ちょうど又兵衛名の本百姓名を一つ、少し前から潰したままにして後を取りたてていなかったのを、それを活用することとし、源蔵及び市左衛門の双方より金を1人2分づつ、都合1両を本百姓中間に差し出させ、新たに1軒本百姓を取りたてることで、双方の主張をいれ、またその抱は兩人に半分づつ等分割して持たす事にして、一件は落着いたのである。つまり、空いていた本百姓名を使って、源蔵および市左衛門双方ともに本百姓にする事で事件を解決したのである。

この事件より

(イ) 抱とは本百姓家に生れても、分家をした者は本百姓にならずに抱となる。更に厳密に云えば、本百姓名を継いだ者以外は兄弟であっても一家を持てば、一様に皆抱になる。——分家をしなければ単なる懸人となる——。

(ロ) 本百姓名を継ぐのは長男が一般であるようなこと。

(ハ) 村役人は本百姓がなるのが原則であるらしい事。——この点は、後で確認する——。

(ニ) 本百姓名は完全に固定したものではなく、買い取ったり譲り渡したりが出来ること、但しその場合、本百姓名を買い取ったり譲り受けたからといって、村側が無条件にこれを容認すると云うのではないこと。そのような状況がおこった場合、これを本百姓に取りた

てるかどうかは本百姓中間の相談で決めた事。等々の事が判る訳である。

これらの事と前節の結果とを合わせると、抱とは系譜的に云うと、(1) 血縁分家の者、(2) 血縁外のもの、たとえば他村からの引越者のどちらかで本百姓名を持たず村落内に居住し、そこで再生産活動をしようとする者がこれになったと云えるのである。

以上考察したうえで更に降って文化9年の「抱抜縫合一件」とも称すべき事件を考察してみよう。

## (2) 「抱抜縫合一件」

この一件を関係書類で要約してみると次の如くなる。

半兵衛の「抱」である文之丞が、文化8年(1811)冬に常右衛門から本(長)百姓名前を買い取り、それに関する一切の事務が終了したので、抱親の半兵衛に対し五人組御改の時に抱をはずして名前を書き替えてくれるように申し出た。ところが半兵衛が云うには、自分に対し抱抜の願書を差し出せば組下を除いてやろうと云う返事であった。文之丞は、今迄本(長)百姓名前譲り受けの時にそのような手続きをした例もなく——この文之丞の主張は「本百姓名前論争」で明らかのように事実と反しており、以前は抱親はじめ本百姓が全員で、本百姓新規取り立てを見たてたのである。——従って外聞にもかかわるので出来かねると断ったところ、抱親の半兵衛はそんな事はない、先年文之丞の近親より他へ養子に差し出した時でさえ、願いの書付を自分は請け取っているのだからと云ってゆづらず、事は一向に埒が明かぬので文之丞は御役所へ駆け込み訴訟をしたのである。これに対し、村の方では裁判沙汰になっても困ると云うので、組合(五人組)、村役人寄り合って双方の言い分を聞いたうえでおおよそ次のように一件を落着させた。

(1) 文之丞は年来半兵衛の配下において百



姓を滞りなくやってきて、今度本(長)百姓になった訳であるが、旧冬、常右衛門から本(長)百姓の名前を譲り受ける前に抱親である半兵衛にその旨を話すべきであった。しかるにその事をしなかったのは良くない。また遅ればせながらも、一言の口上ぐらひは抱親の半兵衛に述べるべきであるのに、それもしないのは礼を失する事である。この点文之丞は自分の非を重々承知納得すべきである。

(2) 半兵衛の方は、自分の配下の抱よりこのような人物(抱抜の出来るような)の出で来る事は、どれ程か喜ぶべき事である。殊に文之丞は高を多分に持っており、なお近年は上納金など多分に精励しているのであるから、早速組下を除き独立させて然るべきである。

以上のような了解のうえに、以後両者睦間敷するようにと、いわば両方を叱りかつ両方を立てるといふ形で、一件は一応の落着をみたが、この落着がまた新しい問題をひきおこした。と云うのは、文之丞と同様にそれまで半兵衛の抱であった権之丞以下3人の者が、近頃自分達の抱親半兵衛は身上がよろしくなく、その為抱親としての世話が不行届であるといふ理由を申し立てて、自分達を今度新たに長百姓になった文之丞の抱にしてくれるようにと願ひ出たのである。この願出と絡んで、お互いの名誉を毀損するような秘密文書が村中に流布されるなどの事があって、事態は一層混乱した。しかしこの事件も結局は3人の抱抜を認めるかわりに、半兵衛は文之丞に今迄質入していた屋敷を文之丞から合力(無償返還)して貰うといふことで、この一件は落着している。以上が文化9年の「抱抜縫合一件」のあらましだが、この後の方の事件、つまり抱の方から、自分の抱親はあまり好ましくないから別の抱親のところへ替りたいといふ事件は重要である。といふのは、抱は自分の側の判断で抱親の取替を要求するのだが、このような抱側の抱親選択権は本来的なものであったのか、それとも「抱抜縫合一件」の

起こった文化9年という時点に於て可能である歴史的属性であるのかという問題である。

この問題を解くに好都合な事件が、約50年前の宝暦12年(1762)に起こっている。即ちかつて抱親=本(長)百姓であった長助という百姓が、年老いて子供もなかったのに、本(長)百姓名前を自分の弟の小左衛門に譲り、自分は弟小左衛門の抱になっていた(第2表35の1)。ところがますます年老いてもう余生も残り少なくなったと感ずるようになったので、自分持の田畑屋敷を死後は旦那寺に寄附する手続きをした後、弟小左衛門の抱を止めて名主の抱になりたいと云い出した。

この申し出を受けた村役人及び本(長)百姓一同は、相談の結果それは良くない事だから思い止まるようにと、さんざん長助に意見を加えたが、長助は自分は老い先も短かく、しかも1人者だからたつて自分の我が儘を許してくれるようにときかなかった。そのうえ抱親である弟小左衛門も兄の言う事を聞いてやりたいといふので、それではといふので長助の願ひを特別に許可することにした。

この事件から、少くとも宝暦の段階では抱側の希望で抱主を替えることは、原則的には不可能な事、あり得べからざる事と考えられているのである。それが文化年間にも時代が降ると、抱親があまり有力でなく、「世話が不行届である」といふことで抱の側から一方的に抱親取替の要求が出て、それがともかくも実現するようになっていたのである。

このように本(長)百姓または抱親と抱百姓との関係は時代と共に若干の変化をみせているのであるが、このような変化をよく表わした文言が、文化9年の「抱抜縫合一件」文書のなかにあるので、その部分をここに掲げておこう。

「……村方の儀長百姓四拾軒余古来有之候所、右長百姓之内ニテ茂、身元難行立ものハ、可然ものを見立、長百姓名前譲渡ニ致候、尤

譲請のものより、見継金当人江相渡、年来相濟来り候所、近年ハ売買同様ニ成行候……」

というものであるが、ここでいう長百姓とは宗門改帳での一打百姓であり、宝暦段階本百姓名前論争に出てくる本百姓と同一のものである。

いま本百姓名前に関する私文書から使用名称を書抜いてみると第6表のようになる。寛政から文化の間に本百姓という称呼から長百姓という称呼に変わっている。表中※印を付した寛政5年の「覚」は私文書というよりむしろ公文書というべきものである。なお公文書においては明らかに、本百姓と私文書で呼ばれている百姓のことを貞享4年(1687)の文書ですでに長百姓と書いている例がある。では何故、私文書では本百姓と呼びながら、公文書では同一百姓を長百姓と呼び、文化年間頃には公私文書ともに長百姓と呼ぶようになったのであろうか。

その理由は、今迄のべてきた本百姓とは別に、いま一つ本百姓と呼ばれる存在があったことによると考えられる。つまり二つの本百姓が存在したのである。いま五郎兵衛新田村の「村明細帳」から本百姓を捉えて表示すると第7表のようになる。「村明細帳」は支配者たる領主が、支配村々を掌握する手掛として作製する村にとって最も重要な公文書である。ここでは本百姓と対比されているものは抱ではなくて水呑であるので同時に水呑の数もいれておく。いうまでもなく領主側では高を持って年貢負担の出来る百姓を本百姓、無高で年貢負担の出来ない百姓を水呑百姓というように単純に捉えているのであり、公文書に出てくる水呑と対比される本百姓と私文書に出てくる抱に対比される本百姓とは別個のものである。この二つの本百姓は多分近世村落の成立期においては一致したものであろうが、少なくとも村落の歴史的展開が一定段階に達

第6表

年 月	典 拠 史 料	用 例
宝暦12年1月	乍恐以書付奉願上候御事	本百姓名目
" 13 " 3 "	以書付ヲ申上候御事	本百姓名前
" 13 " 3 "	乍恐返答書を以奉申上候御事	"
" 13 " 3 "	取替申扱証文之事	"
天明3 " 8 "	乍恐以書付奉願上候	"
寛政5 " 4 "	※覚	長百姓
" 6 " 1 "	差出申一札之事	本百姓名前
" 12 " 3 "	以書付御願申上候	百姓名前
" 12 " 3 "	差出申一札之事	本百姓名前
文化4 " 8 "	差出申一札之事	長百姓名前
" 9 " 2 "	内済一札之事	"
安政5年1月	譲渡申長百姓名前証文之事	"

第7表

年 代	本百姓	水 呑	合 計
寛文11年	50軒 68.49%	23軒 31.51%	73軒
延宝3年	40軒 63.49%	23軒 36.51%	63軒
" 4年	39軒 62.90%	23軒 37.10%	62軒
元禄14年	106軒 87.60%	15軒 12.40%	121軒
享保7年	113軒 85.61%	19軒 14.39%	132軒
元文元年	113軒 66.47%	57軒 33.53%	170軒
宝暦10年	132軒 67.69%	63軒 32.31%	195軒
寛政12年	109軒 54.77%	90軒 45.23%	199軒
明治4年	116軒 60.42%	76軒 39.58%	192軒

すると明らかに別個のものに転化したのであろう。したがって混乱をさける為に私文書においてのみ抱に対応する存在を本百姓という言葉で表わし、公文書では長百姓という言葉で使い分けていたのだが、時代とともに両者の実態はますます隔っていったので、やがて水呑に対する言葉を本百姓、抱に対する言葉を長百姓というように分離して使うようになったのであろう。

さて以上のことを総合すると、本(長)百姓と抱との関係を次のように整理することが出来る。

(イ) この五郎兵衛新田村には、昔から本(長)百姓という身分の百姓があり、それらが抱百姓をその下に持っていた事。本(長)百姓の数は大体40余軒くらいに固定していたらしい事。

(ロ) 本(長)百姓の数は大体固定しており原則として長男がこれを相続していたらしいが、その構成員は必ずしも家に固定しておらず、本(長)百姓でもその身上が悪くなり立ちゆかなくなったといったような時は、抱の中から適当な者を見立て、本(長)百姓名前を譲渡するなどがあった事、その場合、名前譲渡の代償として「見継金」と云うような名目で若干の金を出していた事。

(ハ) その本(長)百姓名前の譲渡は、昔は本(長)百姓達による見立てであったが、近来(文化期頃)ではあたかも株の売買同様にまで崩れている事。

(ニ) 早い時期には困難であったが、少くとも文化期頃に於ては、抱は自分の意志で抱親を変更することがあった事。その場合、抱親の身上が不如意で世話が不行届であるという事が、抱側から抱親の取替を要求する理由となっている。この事から、抱親は抱を庇護し世話をするということが慣習的に予定されており、また抱の方も抱親にそのことを期待していた事が判る。

以上見てきたことから、抱親と抱との関係は、中世的隷属関係とか、その遺制とかといったものではなく、そうしたものは全く別の関係のものであったという事が判るのである。以下、この別の関係なるものの内容を検討してみよう。

まず先に挙げた文化9年の「抱抜縫合一件」であるが、この一件そのものが「……此度文之丞訴出候ハ、去冬常右衛門方長百姓名前譲請、対談相済罷有、此節宗門并五人組

御改之時節ニ付、名前書替相願度候所、組親半兵衛申候ハ……」とあるように長百姓名前を譲り請けた常右衛門が、宗門及び五人組帳の書替の時に、今迄半兵衛の抱としての地位にあった自分の名を、長百姓名前に書き替えてくれるように要求したことを契機としておこった事件である。この五郎兵衛村に於ては、第1表・第2表において明示しておいたように宗門改帳のうえに本(長)百姓及び抱のような村落構成関係が表現されているのみならず、五人組帳のうえにもこの関係が表現されているのである。即ち、文久3年(1863)の五人組改帳を書き抜いてみると、

名主	柳沢所左衛門
組頭	三左衛門
組頭	文之丞
組頭	嘉兵衛
組頭	平作
組頭	忠内
組頭	奎右衛門
組頭	長三郎
組頭	重郎右衛門
百姓代	喜右衛門

三左衛門 抱	}	武兵衛後家
		弥左衛門後家
		源五右衛門
		半七
		源右衛門
		仙助後家
		清之丞
所作	}	徳太郎
		平兵衛

所作

吉左衛門 抱	}	善太郎
		民次郎
		勝右衛門
		代二郎後家
		勝平

近世村落の構造(大石)

第8-1表 五人組構成表

文久3年亥2月			慶応2年2月			
三 左 衛 門 組	1	三左衛門	1	武兵衛後家	1	武兵衛
			2	弥左衛門後家	2	孫左衛門後家
			3	源五右衛門	3	源五右衛門
			4	半七	4	半七
			5	源右衛門	5	源右衛門
	2	所作	6	仙助後家	6	仙助後家
	3	吉左衛門	7	清之丞	7	清之丞
			8	徳太郎	8	徳太郎
			9	平兵衛	9	平兵衛
	4	久左衛門	1	善太郎	1	善太郎
	5	与惣右衛門	2	民次郎	2	民次郎
			3	勝右衛門	3	勝右衛門
			4	代二郎後家	4	代次郎後家
			5	勝平	5	勝平
			1	又右衛門後家	1	又右衛門後家
			2	惣三郎	2	惣三郎
			3	喜三郎後家	3	喜三郎後家
文 之 丞 組	1	文之丞	1	文之助	1	文之助
			2	文右衛門	2	文右衛門
			3	才助	3	才助
			4	伝二郎後家	4	伝二郎後家
			5	権之丞	5	権之丞
	2	彦左衛門	6	佐右衛門	6	佐右衛門
	3	藤兵衛	1	伊右衛門後家	1	伊右衛門後家
			1	市右衛門	1	市右衛門
			2	作之丞	2	作之丞
			3	和源太	3	和源太
			4	和惣太	4	和宗太
	4	権右衛門	1	里右衛門	1	嘉吉
			2	嘉吉	2	芳右衛門
			3	亀蔵	3	亀蔵
	5	幸助	1	七五三吉	1	七五三吉
					2	半三郎
平 作 組	1	平作	1	平次郎	1	平次郎
			2	近右衛門	2	近右衛門
			3	兵三郎	3	兵三郎
	2	所三郎	4	市太郎	4	市太郎
			1	恵次郎	5	忠次郎
			2	利右衛門	6	利右衛門
	3	与五右衛門	3	喜代松	7	喜代吉
			1	富右衛門		
			2	辰五郎		
八 平 組	1	平作			1	平次郎
					2	近右衛門
	2	所三郎			3	兵三郎
					4	市太郎
					5	忠次郎
					6	利右衛門
					7	喜代吉
					2	所三郎

近世村落の構造(大石)

第8-2表

文久3年亥2月				慶応2年2月					
	1	八平	1	八右衛門	3	与五右衛門	1	富右衛門	
	2		2	多七			2	辰五郎	
	3		3	次郎八	4	八平	1	八右衛門	
	1	九右衛門	1	市五郎			2	多七	
	2		2	才吉	5	九左衛門	3	次郎八	
							1	市五郎	
							2	才吉	
嘉兵衛組	1	嘉兵衛	1	佐平次	嘉兵衛組	1	嘉兵衛	1	佐平次
			2	利左衛門				2	利左衛門
	2	茂右衛門	3	彦四郎		2	茂右衛門	3	彦四郎
			1	仁右衛門				1	仁右衛門
			2	伊三郎後家		2		2	伊三郎後家
	3	六之丞	3	半四郎			3	半四郎	
	4	喜右衛門	4	多吉			4	多吉	
	5	宇右衛門			3	六之丞			
			1	七五郎	4	喜右衛門			
			2	半藏	5	宇右衛門	1	七五郎	
							2	半藏	
重郎右衛門組	1	重郎右衛門	1	伊七次郎	重郎右衛門組	1	重郎右衛門	1	伊勢次郎
	2	伊左衛門	1	六兵衛		2	伊左衛門	1	六兵衛
			2	十兵衛後家				2	重太郎
	3	縫右衛門	3	伊平衛後家		3	縫右衛門	3	伊兵衛後家
			1	五右衛門				4	成吉
	4	茂兵衛	2	市重郎	4	茂兵衛	1	五右衛門	
			3	勝衛門後家			2	市重郎	
			4	福次郎	5	九之助	3	勝右衛門	
			1	角之丞			4	福次郎	
			2	佐左衛門			1	角之丞	
			3	源八			2	佐左衛門	
	5	九之助	1	七右衛門			3	源八	
			2	磯吉			1	七右衛門	
			3	新助			2	磯吉	
			4	又左衛門			3	新助	
			5	与曾吉			4	庄吉	
							5	又左衛門	
							6	与曾吉	
忠内組	1	忠内	1	忠之丞	忠内組	1	忠内	1	忠之丞
			2	代作				2	代作
	2	喜惣太	3	甚内		2	茂三郎	3	甚内
	3	弥田郎	4	七之丞		3	源四郎	4	七之丞
			1	勘兵衛			1	勘兵衛	
			2	市兵衛門			2	市左衛門	
			3	源太郎					
			4	長助					
	4	彦五郎	1	吉藏					
			2	又市					

近世村落の構造(大石)

第8-3表

文久3年亥2月				慶応2年2月			
長 三 郎 組	5	五兵衛	3 藤太郎 1 徳助 2 彦兵衛 3 忠八 4 久二郎後家	万 右 衛 門 組	4	彦五郎	3 源太郎 4 長助 1 太蔵 2 又市 3 藤太郎 1 徳助 2 彦兵衛 3 忠八 4 久次郎後家
	1	長三郎	1 伝蔵 2 三衛門 3 安衛門 4 八助 5 藤吉 6 長兵衛 7 彦兵衛		5	五兵衛	1 徳助 2 彦兵衛 3 忠八 4 久次郎後家
	2	伝左衛門	1 仙右衛門 2 孫右衛門 3 代助 4 浅右衛門		1	長三郎	1 三右衛門 2 藤吉 3 安右衛門 4 伝蔵後家 5 長兵衛 6 八助 7 喜兵衛
	3	万右衛門	1 長右衛門 2 吉右衛門 3 紋兵衛 4 六右衛門 5 十兵衛 6 万之丞 7 清右衛門後家 8 斧吉 9 喜平次		2	伝左衛門	1 仙右衛門 2 孫右衛門 3 代助 4 浅右衛門 5 兵左衛門
	4	嘉兵衛	1 平十郎後家 2 金蔵 3 利八		3	万右衛門	1 長右衛門 2 太右衛門 3 紋兵衛 4 六右衛門 5 重兵衛 6 万之丞 7 清右衛門後家 8 斧吉 9 喜平次
	5	吉右衛門	1 伝蔵 2 三右衛門 3 丈左衛門 4 善兵衛 5 惣兵衛 6 五助 7 茂三郎		4	嘉兵衛	1 平重郎後家 2 金蔵 3 利八
	1	左右衛門	1 与兵衛 2 惣右衛門後家 3 角助 4 政八		5	吉右衛門	1 丈左衛門 2 善兵衛 3 惣兵衛 4 五助 5 茂三郎
	2	文左衛門	1 文右衛門		1	左右衛門	1 与兵衛 2 惣右衛門後家 3 角助 4 政八
	3	多左衛門	1 岡右衛門		2	文左衛門	1 文右衛門
	4	直右衛門	1 重次郎 2 三太夫 3 直兵衛		3	多左衛門	1 岡右衛門

近世村落の構造(大石)

第8-4表

文久2年亥2月				慶応2年2月							
奎 右 衛 門 組	5	長左衛門	4	岩次郎	奎 右 衛 門 組	5	長左衛門	4	直右衛門	1	重次郎
			5	市太郎				2	三太夫		
			6	浜 蔵				3	直兵衛		
			7	孫兵衛				4	岩次郎		
			1	初七郎				5	市太郎		
			2	兼之助後家				6	浜 蔵		
			3	金左衛門				7	孫兵衛		
			4	忠衛門後家				1	初右衛門		
		2	兼之助後家	2	兼之助後家						
		3	金左衛門	3	金左衛門						
		4	忠衛門後家	4	忠右衛門後家						
		5	藤右衛門	5	藤右衛門						
		6	又兵衛	6	又兵衛						
		7	忠次郎	7	忠次郎						
		8	九郎兵衛	8	九郎兵衛						
		所左衛門 (名主)	1	清兵衛後家			(柳沢)所左衛門 (名主)	1	清兵衛		
			2	源兵衛後家				2	源兵衛後家		
			3	八郎次				3	八郎次		
			4	多右衛門				4	太右衛門		
			5	幸右衛門				5	幸右衛門		
名 組	主 頭	所左衛門 三左衛門			名 組	主 頭	(柳沢)所左衛門 三左衛門				
"	"	文之丞			"	"	文之丞				
"	"	嘉兵衛			"	"	嘉兵衛				
"	"	平 作			"	"	平 作				
"	"	忠 内			"	"	忠 内				
"	"	奎右衛門			"	"	奎右衛門				
"	"	長三郎			"	"	長三郎				
"	"	重郎右衛門			"	"	重郎右衛門				
百 姓 代		喜右衛門			百 姓 代		喜右衛門				

久左衛門

与惣右衛門 抱 { 又右衛門後家  
惣 三 郎  
喜三郎後家

〆五人

…… (以下略) ……

というようになっていいる。いま文久3年・慶  
応2年(1866)の五人組改帳からこのような  
関係を表示しておく、第8表のような村落  
構成になっている。

この表をみると本(長)百姓と抱とは五人  
組を作る場合に全く扱いが別であって、抱は  
五人組構成員となっていない。五人組構成員  
は本(長)百姓にかぎっており、抱は正式の  
村落構成員とは考えられていない。このこと  
は諸種の事柄に表われている。まず第一は村  
役人の選出・被選出に関する権利である。

宝暦9年(1759)に「小百姓差越一件」と  
呼ばれる事件が起きている。その概要は小百  
姓=抱百姓の政五郎・幸助(第2表26の1)・  
権四郎(同14の2)・友右衛門(同12の3)の

4人の小百姓が、組頭役の勤兵衛(同39)はもう25～6年も連続して組頭をしているので、そろそろ他人に交替させたらどうだろうということ口にした為、「……組子身振ニテ、面々之抱親百姓差越、旁不埒之至……」というので詫証文を取られ、問題の組頭役は「例年之通、本百姓中御相談ニテ」取極めている。この事件によって、当村においては村役人は本百姓中間の相談によって決めるもので、抱の者がそのような事に口を出すのは分を弁えぬ不埒至極の行であった事が判る。即ち村落政治＝自治に対する発言権は本百姓のみが持ち、抱百姓はそれを持たなかったのである。文化11年の村中の者連印で名主役を所左衛門に引請けてくれるよう願出した一札中に「……長百姓一同談事之上相定メ申候……」とあり、それに署名押印しているのは宛名人である所左衛門及び組頭・百姓代を除く本(長)百姓全員であることもその左証である。

これらの事によって、当村においては村役人の選出決定に関する発言権は本(長)百姓のみが持ち、抱はそれを持たなかった事が判るのである。また一方村役人の被選挙権について問題になった事件はないが、たとえば幕末の段階(第8表参照)まで村役人は全部本(長)百姓から出ていることより、被選挙権も勿論本(長)百姓のみに限られていたとして良いであろう。

次は、入会に関する権利である。江戸時代の農民の再生産にとって、刈敷の採取・薪炭採取その他必要諸材を入手する場としての入会は、いわば決定的ともいえるほど重要な存在であるが、この入会に対する第一次的な権利は本(長)百姓のみに限られ、抱百姓は除外されていたと考えられる。

たとえば貞享年間に五郎兵衛新田村は隣接諸村と入会地について大争論をおこすが、その数多い関係文書を見ると、五郎兵衛新田の入会に関する発言者は全部名主と本(長)百姓のみであって、抱百姓はそれに名を連ねて

いないのみか、たとえば貞享4年(1687)3月の五郎兵衛新田村の入会林野利用規定では、

一 他之林ニ而木を切者御座候ハハ、過錢壹貫文取可申候、見付隠置脇をあらハれ候ハハ、其ものも壹貫文、見つけ聞出し候もの取可申候、抱之者切候ハハ抱主より過錢出し可申候

一 惣林江女童部一円入申間敷候、草かり木の枝成共取候ハハ過錢五百文取可申候……抱之者切取申候ハハ抱親を取可申候御事、  
(傍点大石)

というように、入会林野に対する責任は一切本(長)百姓にのみ課せられ、抱の者が不法行為をした場合は、女子供の場合と同様、その抱親＝本(長)百姓が責任をとって過錢を出すべきものとされている。抱は入会山の権利所持者として認められておらず、抱親＝本(長)百姓を通してこれと関係すべきものと見做されているのである。

このことは降って文化13年(1816)に武兵衛の抱である平蔵が入会山の山開きを延引してくれるよう百姓代の弥左衛門に直接交渉した事が問題になり、平蔵の抱親・父親などが連名してその不法を村役人一同に詫びていることから立証出来る。

このように抱は村落の正規の構成員として扱われておらず、抱親を通して、抱親に庇護されて村落に連なっているのである。抱親と抱との関係がこのようなものであるから、前述した文化8年の「抱抜緘合一件」のように、「近頃自分達の抱親半兵衛は身上がよろしくなく、その為、抱親としての世話が不行届である」という理由で、抱達がその抱親を交替したいという希望もおこってくるのである。抱にとっては、自分達に直接の発言権がなく、一切が抱親を媒介としている故に、その抱親の有力さということが一層気になるのだといえよう。



#### 4. 本(長)百姓とは如何なる百姓か

抱親=本(長)百姓と抱との関係は、今迄ではほぼ明らかになった事と思う。それで今度は、この本(長)百姓とはそもそも如何なる百姓を云うのであろうかと云う、本論で最も根本的な問題に立入ってみよう。この場合にまづ検地帳に登録された百姓が本百姓であって、五郎兵衛新田の場合はその数が固定(株化)したのだと云う考え方が浮んで来る。また検地帳登録人=本百姓説に対する批判として、昭和28~9年頃おこってきた役屋体制論的な考えからいえば、本百姓とは「本役」を負担する百姓のことであり、これは検地当時の屋敷持百姓と密接な関係があるということになり、それは単なる検地帳名請人=本百姓ではない、と云うことになる。しかし、このような解答は表面的な事実認定をより明確にしたという点で、議論を一步前進させたことになるが、如何なる百姓が本百姓として検地帳に登録されたのか、また、屋敷を持ち本役を負担する百姓とされたのかという、より本質的な問題は残されたままである。

まづ当村の形成史からみると、五郎兵衛新田は上州南牧の砥沢を根拠地として勢力を張っていた土豪市川氏が、五郎兵衛の代に家康の朱印状を根拠とし、寛永3年(1626)に小諸城主青山因幡守の許可状をとり、千曲川の支流たる鹿曲川の水を春日村の地点より取り入れ、それを都合5里余の堰で、当時荒野であった矢島原に引水してできた新田である。この新田には、上原・中原・下原の三つの部落がある。その中一番早く開け、またその中心になるのは上原であり、中原・下原は各々一段階づつ遅れて開け、その戸数も少い。五郎兵衛新田村の開発を可能にした5里の用水=堰が出来あがったのが、大体寛永7年頃で、五郎兵衛新田村にある個々の田畑は、その前後に入植してきた入作百姓の手によって開墾

されてゆき、大体寛文・延宝年間で終わっている(第12表参照)。この田畑開墾表の中で注目すべき時点が二つある。その一つは寛永13年であり、いま一つは慶安元年(1648)である。まず寛永13年であるが、この時点は第12表(後出)でも判るように、いわば第一次の開墾の波が一段落した時である。この時点の新田百姓を計算してみると、村内居住百姓と思はれるもの44名(他に寺一つ)と他村よりの入作百姓と思われるもの49名がいる。そしてこの村内百姓のうち18名が、この年屋敷地(免租地)を貰っている。いまこの18名の居住部落、所有田畑屋敷の広さを表示すると、第9表の如くなる。

第9表

氏名	所属部落	田(畝)	畑(畝)	屋敷(畝)
所在衛門	上	153.04	34.16	13.25
六右衛門	"	83.17	11.18	15.09
七右衛門	"	95.02	10.02	9.27
五郎兵衛	"	(略)	ス)	13.28
与作	"	20.28	—	6.29
惣左衛門	下(?)	59.14	3.02	3.01
久左衛門	上	81.03	12.29	10.06
作兵衛	"	50.27	—	10.08
兵作衛門	"	61.23	10.16	11.00
弥次右衛門	"	45.23	6.16	12.00
忠助(長三郎)	中(?)	55.24	15.20	7.02
縫右衛門	中	25.20	11.08	7.02
甚内	中(?)	39.10	15.16	7.00
太郎左衛門	下	11.24	7.02	5.10
喜兵衛	上	20.15	12.21	5.10
甚助	中(?)	16.24	3.15	6.00
市左衛門	"	19.06	10.10	10.20
善十郎	下(?)	—	4.15	6.09

次の慶安元年であるが、この年は五郎兵衛新田の中で最も遅れて開墾された下原の百姓27名が、同様屋敷地を貰っている。この時点の全村民は、勿論寛永13年の44軒をはるかにうまわっている。

さて五郎兵衛新田では、徳川時代を通して本(長)百姓の数は約45軒という線で大体固

定しているのであるが、この数は一体どこから来たのであろうか。まず考えられるのは、寛永13年の検地時に村内百姓が44軒であったことから、これが固定化したのではなからうかということである。然しこの段階では、屋敷持(正式の)はただの18軒にすぎない。次に逆に屋敷持ということに重点を置いてみると、寛永13年の18軒と慶安元年の27名を加えてみると、これも45軒となるということである。どちらも五郎兵衛新田村の本(長)百姓の数と大体一致するのである。さてこの場合、前記二つのケースのどちらを取るべきか、又はどちらも偶然的なものとして無視すべきものなのか、それを立証する史料(又は論理)は残念ながらない。従って問題追求の側面を変えて、謂ゆる「草分」の問題=個々の百姓の系譜から入ってみよう。当村は荒地に用水を引いてくる事によって新田化した村落であるが、然しそれ以前に全く百姓のいなかった荒野であった訳ではない。延宝3年(1675)、名主以下60名の百姓名で代官所に差出した訴訟文書に、「……原新田村(五郎兵衛新田村の事)之義四郎兵衛親五郎兵衛取立之趣ニ而御座候、当村開発以前ニ矢嶋村八幡町御馬寄村くぼみくぼみを者、右三ヶ村之百姓先規を作り来候、相残申候高み高み之しばま新田場ニ五郎兵衛申請開作申候……」と云う文句がある。これで判るように、荒地のくぼみくぼみの低地には新田開発以前から若干の田があり、高みの水の届かぬ処が荒野になっていたのを五郎兵衛用水によって新田化したのである。これを裏付けるものとして、天和2年(1682)の惣百姓よりの用水人足に関する訴状に、「一 当村ニ自己之用水池持申百姓四人有之候……」と云う文句があり、この池持百姓の田の用水普請をどうするかと云う事を問題にしている文書がある。

これらで判るように、この五郎兵衛新田には用水開発前(どのくらい前かは判らぬが)から若干の百姓が先住していたのは事実だが、そ

の数はせいぜ4~5名であって、彼等が何等かの形で本百姓に因果関係を持つに至ったにせよ、それが直ちに本百姓の数を決定したとは考えられない。それ故、いま一度視角を変えてみよう。

五郎兵衛新田村には「当村開発百姓由緒書」と「中來大小百姓由来書」という二つの詳細な「由緒書」があることは先述したところであるが、この二つの由緒書から、個別百姓の系歴を辿りながら、抱との関係も考え、本村における本(長)百姓とは具体的にどんなものかを考察してみよう。

先に私は当村の抱には血縁分家の抱と入作百姓の場合など非血縁の抱とがある事を指摘しておいた。従ってこの問題は、次のように直して考える事ができる。即ちどんな血縁分家でも、またどんな入作百姓でも、皆一様に抱身分になったものかどうか、もしある条件を備えた血縁分家及び入作百姓は本百姓になり、他の条件の者は抱となっているとすれば、その条件の転換こそ、本百姓・抱の身分を決定したものとなる訳である。今、このような視点に立って問題を追求してみよう。

まず入作百姓について、みよう。

(i) 御請状之事

一 次右衛門と申者新田之御百姓まかり出申候、此者ニおいて○何方ももむつかし申きたり候へハ、我等罷出うちあけ可申候、但し新田にいやき申候ハハ、其者ノほと御百姓御四つけ申候て罷出可申候、為其手形指上申候如件

御まよせ村

寛永拾八年 請人 助右衛門 ㊤

二月廿一日 本人 次右衛門 ㊤

所左衛門殿

(ii) 進上申一札之事

一 吉兵衛と申者我等縁者ニて、同郡落合村ニ罷在候、当村江引越小作つくり渡世仕度由申間、我等共屋敷ニ抱置申度候、右吉

第 10 表

寛永 13 年の百姓		寛文 9 年の本百姓(開発百姓)氏名		
氏名	出身地	番号	氏名	備考
所左衛門		1	(柳沢)武右衛門	所左衛門の子
		2	(柳沢)弥左衛門	所左衛門の子
		3	(成沢)清左衛門	武右衛門の妹婿, 慶安 2 年八幡より来る。
		4	(高柳)九兵衛	慶安 3 年前山村より来る。
		5	(高柳)兵三郎	同人父は九兵衛と兄弟, 慶安 3 年来る。
		6	(茂木)与惣左衛門	九兵衛伯母婿, 慶安年中前山村より来る。
		7	(?)権右衛門	九兵衛・与惣左衛門手引で慶安年中頃来村。
		8	(上原)作兵衛	作兵衛の子, 万治元年武右衛門に田畑売渡し退転。
		9	(高田)門之丞	六右衛門の子
		10	(阿部)久左衛門	六右衛門の妻の甥, 寛永 15 年勝間田村より来る。
作兵衛 六右衛門	中込村 勝間田村	11	(小川)庄兵衛	久左衛門の養子
		12	(市川)与五左衛門	弥次右衛門の子
久左衛門 弥次右衛門		13	(市川)庄左衛門	弥次右衛門の子
		14	(市川)次郎八	弥次右衛門の養子
七右衛門	岩尾村	15	(小林)利右衛門	七右衛門の養子
		16	(小林)伝四郎	利右衛門子供
太郎左衛門	小宮山村	17	(花岡)太郎左衛門	太郎左衛門の子
		18	(花岡)作右衛門	(?)
		19	(花岡)孫右衛門	(?)
		20	(市川)半左衛門	太郎左衛門の子, 喜右衛門女房の従弟, 八郡村出生の者。
		21	(松崎)仁右衛門	穀商売, 八幡村出身で半四郎は仁右衛門妻の子。
		22	(松崎)半四郎	半四郎は寛文年中与五右衛門本百姓名前及び屋敷を買い取る。
		23	(土屋)角右衛門	取萱村出身五郎兵衛の百姓を勤め, 寛文年中喜右衛門屋敷を買い取る。
		24	(梶原)佐平次	角右衛門のえぶ(ぼ)し子。
		25	(内藤)与五右衛門	上州より正保元年市川五郎兵衛の所に来て, その差引人となる。
		兵左衛門	上州	26
27	(宮原)門太郎			兵左衛門の子, 後半左衛門と改名, 長々堰役を勤める。
	<安兵衛>			安兵衛が明暦 3 年三分村より来て五郎兵衛の差引人をつとめ金子をため田畑を買い調える。後小右衛門(弟)を呼び寄せ, 小右衛門兄安兵衛の死後その跡をとる。
28	(仲)小右衛門			
29	(小泉)喜右衛門			上州人, 五郎兵衛の百姓, 金子を蓄え三四郎(?)の家屋敷を買い取る。
		30	(町田)八右衛門	五郎兵衛の差引人で開発最中御馬寄村より来る。

兵衛儀ニ付何様之六ヶ敷儀出来申間敷候共,  
拙者共埒明村中六ヶ敷ニ掛申間敷候間, 我  
件等屋敷ニ御置可被下候, 為後日一札仍而  
如

元禄八年亥三月

文右衛門 ㊤

惣右衛門 ㊤

清兵衛 ㊤

右吉兵衛宗旨之儀ハ…(以下略)…

亥三月 惣右衛門 ㊤

三左衛門殿

近世村落の構造（大石）

第11-1表

百姓(本) 六 兵 衛	上州厩橋出身、寛文4年来村、日傭・小商売をして金子を蓄え、田畑を買調え本百姓となる。
〃 富 土 右 衛 門	三塚村出身、延宝元年来村新田手代となる。貞享4年に作兵衛の本百姓名前を貰う。
〃 又 右 衛 門	上州羽沢の人、慶安年中来村、五郎兵衛に草刈奉公をする。貞享元年田畑大分買調え、新たに家作を造る。元禄年中死去、子又右衛門、清八の本百姓名を譲りうけ自ら本百姓となり、清八を抱とする。
与 〃 兵 衛	寛文年中来村、貞享元年安左衛門屋敷の内南方に借屋する。小売酒・茶塩商いで小金を蓄え、元禄年中安左衛門困窮につき、家屋敷を買取り本百姓たらしめたが、故障をいう人あり、結局訴訟をして目的を達する。
〃 与 五 右 衛 門	元禄11年当村で出生、田畑を買調え家作をも造り享保年中本百姓名を買取る。
〃 重 兵 衛	入布施村出身で、元文年中当村本百姓市右衛門と替地をして当村本百姓となる。
〃 政 右 衛 門	重法院という山伏の子で元禄12年生れ、太右衛門本百姓名を貰い延享年中本百姓となる。
平作抱 十 右 衛 門	上州南牧出身、延宝年中来村
甚右衛門抱 徳 兵 衛	?
〃 惣 四 郎・定七	?
半兵衛抱 権之丞・文之丞	慶安年中に来村といわれるが判らない。寛文年中も百姓数にあるかなきかというぐらいで存在した。
治右衛門抱 徳 右 衛 門	正徳2年来村
〇市抱 平 兵 衛	寛文年中幼少にて来村
伝兵衛抱 半 之 丞	来村時期は不明だが寛文以降は確か。
三左衛門抱 半 七	寛文年中来村
〃 仙 助	?
〃 清 四 郎	仙助女房甥、来村不明
〃 小 七	元禄16年来村
三左衛門抱 藤 四 郎	?
治右衛門抱 市 右 衛 門	宝永年間で降来村

第11-2表

半右衛門抱 甚兵衛	塩名田村出身、延宝年中17才で当村へ年季奉公に来る。
〃 清右衛門	小諸荒町出身、元文5年来村
所左衛門抱 五郎助	貞享3年来村
〃 久右衛門	宝永2年2月来村
〃 清兵衛	相浜村出身、享保6年に小諸領を追放になったので来村(馬医を職とする。)
茂兵衛抱 半九郎	貞享年中来村
善兵衛抱 又四郎	元禄10年来村
宇右衛門抱 友平	元文中来村

半右衛門殿  
市郎兵衛殿  
忠左衛門殿

(i)は当村最古の入村百姓の証文であり、(ii)は同じく「抱」という称呼の出てくる最古のものである。まず(i)の方の証文は、次右衛門と云う御馬寄村の百姓が当新田に移住した時における請状である。内容は、身元保証と身柄引請をした後、もしこの次右衛門が「新田にいやき申し」た場合は、別にそのもの程の百姓をしつけて必ず送ると云うのである。この場合、新田入百姓は制限されていないのみか、むしろ強く要望されてさえいる。これに対し、(ii)の方は新田百姓文右衛門等数名のものが、自分達の縁者吉兵衛が当村へ来て小作百姓をしたいと云うので、自分の屋敷内において「抱」として一切の責任を持つから、入村を許可されたいと、名主に願い出たものである。この(i)(ii)を比較してみると、一番大きい相違は入村百姓を前者の場合は村全体が歓迎しているのに対し、後者の場合は村内百姓が自分の屋敷内に置き、「抱」として一切の責任を取り世話をす故、入作を許されたいと云うようにたって入村を請願している。また寛永19年の段階には「抱」と

云う言葉は表われていない。これらの事は(入村)百姓を受入れる側の条件が「抱」と云うものを生み出した事を暗示している。それ故、五郎兵衛新田の中心地である上原部落に場所を限定して、この問題を追求してみよう。理由は専ら史料的制約による。幸いに上原部落には数多くの関係史料の外に前記「当村開発百姓由緒書」と「中来大小百姓由来書」なる当村落居住百姓の由来書がある。この両由来書は、個人に対する評価に関して、若干の筆者の好み=個人臭があるが、私が今迄諸種の考証を遂げた範囲では、百姓の系譜的来歴には大きな間違いはないと信ぜられるので、以下それによる事とする。

まず「当村開発百姓由緒書」は五郎兵衛新田村上原の百姓=後の本(長)百姓として30名をあげ、その由緒を記している。今これを表示すると第10表のようになる。これによると、この開発百姓=本(長)百姓と云われているものは、必ずしも寛永の開発時に来村した者を意味しない。また同時に後には「抱」の条件となる血縁分家及び他村よりの入作と云う事も開発百姓であることに阻止条件とは全然なっていない。表を見て判るように、寛文期迄に来村し、それ迄に1人前の高を持つ

第12表

た百姓になっていた者は、開発百姓と云っているのである(事実この開発百姓として30軒を限定したのは寛文期なのである)。この問題をもう一歩進める為に「中來大小百姓由來書」を整理してみると、第11表のようになる。彼等中來大小百姓の身分は原則として「抱」であり、彼等の來歴は皆一様に寛文期以降の來村である事が注目される。——中に、二、三寛文期かそれ以前に來村した者もあるが、彼等は寛文期にはまだ幼少であったり、また全くの奉公人の身分で高持の百姓になっていない——そうして彼等の中で本百姓身分を持っている者は、皆一様に本百姓名前の買得者である。

以上を要約すると、大体寛文期頃迄に來村し、当時迄にある程度の高を持った1人前の百姓になっていた者は、草分であるとか、開発初期に來村したとか、または本分家とか他村者とか云う系譜・条件の相違を問わず、皆本(長)百姓になったのであり、それより後に來村(又は独立)したものは原則的には抱身分になり、そのなかで本百姓を買取った者のみが初めて本百姓になっているのである。この事から寛文期は当村の本(長)百姓形成に、何等かの積極的意味を持っていると云える。それは単なる寛文と云う時間的時期ではない筈である。以下このような意味での寛文期の検討に移ろう。

まず初めに、五郎衛新田の新田開発の始期寛永8年(1631)から1年毎の田畑別開発反別表を作ってみると、第12表のようになる。この表をみると、寛文期は他の時期と明確に区別できる大きな特徴を持っている。その第一は、五郎兵衛新田村の開発がこの時期に事実上終っているということである。次に少しく詳細にみると、耕地のうち、田の開発は、寛永・正保・慶安といった早い時期に主として行われ、万治・寛文・延宝といった時期のものは殆んど取るに足らぬ面積である。それに反して畑は初めの時期はさほどではないが、寛文・延宝なかんづく寛文時代に圧倒的な面

年 代	田(畝)	畑(畝)	計(畝)	
寛 永	8	307.02	37.17	344.19
	9	1157.26	111.29	1269.25
	10	959.03	106.28	1066.01
	11	54.18	46.24	101.12
	12	206.20	51.01	257.21
	13	16.18	2.20	19.08
	14	46.03	76.26	122.29
	15	389.10	106.12	495.22
	16	333.10	122.08	455.18
	17	51.27	53.07	105.04
正 保	20	8.00	—	8.00
	1	44.03	36.17	80.20
	2	351.01	18.10	369.11
	3	331.16	50.14	382.00
慶 安	4	146.18	46.04	192.22
	1	71.08	79.27	151.05
	2	27.08	28.07	55.15
	3	28.29	37.28	66.27
承 応	4	135.16	59.21	195.07
	1	135.12	66.16	201.28
	2	1.22	24.22	26.14
明 暦	3	351.16	66.18	418.04
	1	48.14	39.09	87.23
	2	29.09	16.07	45.16
万 治	3	9.15	16.02	25.17
	1	1.00	96.18	97.18
寛 文	2	—	29.29	29.29
	9	21.15	479.23	501.08
延 宝	10	1.12	238.07	239.19
	1	42.15	80.24	123.09
享 保	5	6.06	35.16	41.21
	11	—	7.06	7.06
安 永	9	—	359.27	359.27

積が開発されている。このことは、五郎兵衛新田の基本的な開発は寛文期迄にはほぼ終り、この時期に新田百姓の開発努力は、農民生活の補綴部分である農家菜園としての耕地(畑)に向ったことを意味する。つまり、五郎兵衛新田の開発事業は、寛文期に最後の仕上げ作業に入り、その作業もこの時期にはほぼ終った事を意味する。このことはまた、寛文7年(1667)8月に五郎兵衛新田村の村法が成立し

近世村落の構造(大石)

第 13 表

五郎兵衛新田村				八幡町村			
年代	男	女	合計	年代	男	女	合計
元禄 14 年	234人	206人	440人 100.00	元禄 13 年	154人	162人	316人 100.00
享保 1 年	259 "	225 "	484 " 110.00	享保 3 年	145 "	136 "	290 " 91.77
元文 1 年	337 "	322 "	659 " 149.77	元文 2 年	159 "	133 "	292 " 92.41
宝暦 2 年	371 "	303 "	674 " 153.18	宝暦 4 年	155 "	118 "	273 " 86.39
天明 4 年	409 "	348 "	757 " 172.05	天明 4 年	127 "	122 "	249 " 78.80
寛政 2 年	418 "	348 "	766 " 174.09	寛政 2 年	126 "	127 "	253 " 80.06
享保 2 年	436 "	359 "	795 " 180.68	享和 4 年	152 "	120 "	272 " 86.08
文化 6 年	444 "	371 "	816 " 185.45	文化 6 年	160 "	123 "	283 " 89.56
文政 4 年	435 "	370 "	805 " 182.95	文政 2 年	146 "	138 "	284 " 89.87
文政 11 年	441 "	336 "	777 " 176.59	文政 12 年	145 "	137 "	282 " 89.24
嘉永 2 年	396 "	351 "	747 " 169.77	弘化 4 年	143 "	153 "	296 " 93.67
安政 2 年	419 "	335 "	754 " 171.36	安政 2 年	167 "	166 "	326 " 103.16
明治 2 年	441	402 "	843 " 191.59	明治 2 年	177 "	176 "	356 " 112.66

ていることから確認できるのである。

このような意味での寛文期までに来住した百姓は一樣に本(長)百姓となり、それ以降の百姓は抱身分になっているのである。

この事を本百姓と抱の問題にからめて整理すると左の如くなる。

まづ戦国末期から徳川初頭にかけて急速に高まってくる新しい用水土木技術によって、今迄荒野のまま置かれた多くの地帯が開発可能になり、そこに新しい村造りが行われてゆく。ここ矢島原においては、五郎兵衛によってなされた五郎兵衛用水により、今迄の如く、

くぼみくぼみだけではなく全一的な村造りの可能性が生れて来た。この村造りは先住の草分百姓を中心として、それに周辺からの入百姓達を加わって行われたが、入百姓達はまだこの段階ではその出自とか、旧身分といったものは一切問題にされず、平等な存在として先住者から大歓迎されて百姓に仲間入する事が出来たのである。

このことは、何も五郎兵衛新田村にのみ固有なことではなく、開発進行中の近世村落においては一般的なことであった。その代表的な事例が、寛永10年にできた入鹿溜池を用水

源として開発した、入鹿池新田の入百姓である。この百姓は、他領自領を問わず、また新田百姓として来住する限り、如何なる重罪でもこれを許す、という条件で呼び集められた<sup>1)</sup>。

それはこのような段階においては、先住者少数の百姓ばかりがかたまつて排他的に振舞うより、誰彼の区別なく門戸を開いて新百姓を迎え入れた方が、その再生産はよりスムーズになり、安定したものとして進行したからである。この間の事情は、先に掲げた第10表の新田百姓表がこれを物語っている。我々はこの表で、子供がありながら養子を迎え、また妹婿、女房のいとこ、更には同村の知人と、あらゆる人達が新田に呼び迎えられ、ここで本百姓となっているのを見るのである。

しかしこのように開放的な村の状態が何時迄も続いた訳ではない。一つの新しい生産力は、やがて壁に突き当るものである。五郎兵衛用水が出来る事によって開発可能になった土地が、次第に現実の田となり畑となり、その残りが少なくなるに従つて、今度は新しく村に人を取り入れる事は逆に彼等新田百姓の再生産を危くし、生活をおびやかす条件に転化するのである。この時点を境として今迄開放的であった村落は急に手のひらをかえした様に封鎖的になり、今迄の村落構成員は結束して、新来者が自分達の仲間に侵入して来るのを防ごうとするようになるのである。この開放より封鎖への転換点こそ、まさに当村にあっては寛文期ということになるのである。

従つて寛文期以前——この転換点以前——に来村し、高を持って村落構成員となつていた百姓は、その系譜の如何にかかわらず本百姓となり、基本的な生産活動(用水及び入会・農事等々)については勿論、村落生活及び村政一般に対する発言権を独占し、それ以降の新来(入)者は、その出自・系譜にかかわらず、抱として本百姓に従属した地位に置かれるのである。

要するに本百姓及び抱の問題＝身分関係は五郎兵衛新田の場合何よりもまず、近世的村落共同体の形成過程とからまる問題であり、以後ひきおこされた先述のような数々の本(長)百姓・抱の問題は、この村落共同体の歴史的展開過程とからまっておこつた問題である。それはまさに、近世的村落共同体の所産というべきであろう。

このことは八幡町村の場合の事例も明確に物語っているので追加しておこう。いま五郎兵衛新田村と八幡町村との人口移動表をかかけると第13表ようになる。前者が元禄時代から明治までの間に約倍に人口が増加しているのに対し、後者の方はむしろ減少し、幕末段階にやっと元禄の水準をとりかえしている。

これは八幡町村が五郎兵衛新田村の場合より農業の生産力がおとるうゑに、同村はまた中山道の宿駅でもあり、他の小宿駅と同様に宿駅負担の過重さのために衰退気味であったからである。このことは村民に対し、村勢維持のため諸種の方策をとらせている。この努力は当然のことながら本(長)百姓問題にも及び、文化元年の「村中取極定書」では人口減少を、本(長)百姓解放によって防止しようという試みをとらせている。すなわち同定書に

- 一 村方御高辻より格別人少ニ候得者、役人並百姓相心懸ケ、慥成者ニ候ハハ心切ニ世話いたし、出精次第本百姓ニ願上可

第14表

年号	本百姓	抱	譜代
延宝2年	22軒	18軒	21人
元禄5年	26〃	35〃	?〃
享保3年	27〃	42〃	3〃
寛延2年	30〃	38〃	0〃
安永6年	32〃	38〃	0〃
文化4年	48〃	19〃	0〃
天保2年	59〃	0〃	0〃
慶応4年	68〃	0〃	0〃



申事

と定めている。本百姓を開放することによって村に百姓を招致し、また在村の小百姓の転出を防ごうとしているのである。いま八幡町村の村落構成表を作ると第14表のようになる。

即ち五郎兵衛新田村では本(長)百姓の数を固定する方向で働いた村落共同体の原理が、八幡町村では、それを開放するという方向に働いたのである。共に同じく近世的村落共同体の原理である。こため五郎兵衛新田村では本(長)百姓の数が約45軒に固定していたのに対し、八幡町村の場合は年と共に増加し、延宝2年(1674)に22軒であった本百姓は慶応4年(1868)には68軒にもなり、一方抱の方は、本百姓数がほぼ固定している段階では増加気味であったのが、文化年間ころより急速に減少し、やがて姿を消している。

まさに本(長)百姓・抱は近世的村落共同体の所産というべきである。

〔註〕

- 1) 拙稿「入鹿池新田の成立」(徳川林政史研究所昭和42年度「研究紀要」参照)

## 5. 近世的村落共同体の基礎構造

以上私は近世村落内に存する本(長)百姓とか抱といったような身分関係は、主として近世的村落共同体の再生産過程に生れて来たものであると云う結論を出した訳である。それで最後にここで、いわゆる近世的村落共同体なるものの基礎構造を、五郎兵衛新田村の場合にのっとって簡単に考察しておこう。

近世日本農業の中心をなすのは、水田稲作農業である。その場合、地力維持は原則として、山林原野の若芽下草を刈取って用いるいわゆる刈敷肥料である。従って近世農業は水田刈敷農業と云える訳である。この場合、水田が水田たり得るのは、用水による灌水によってである。この用水による灌水は、各個の

田圃、または各人の所有地に依じて個別の用水を用意する訳ではなく、村全体をひっくり返して原則的には一つの、または同一の用水によってこれを行うのである。従って、灌水は地理的、またはその他の条件によって、村中が一つの秩序にのっとってこれを行う事になるのである。この秩序とは、番水、または廻水その他各々の地方独自の分水慣行によって支えられているのが常である。

五郎兵衛新田村においては、1週1回の番水によって灌水が行われているが、今これを明和8年の「上郷(上原)惣田場番水改帳」により表示してみると、第15表のようになる。図表を説明すると、1より105迄の番号をふったますは各々田一筆を示す。ますの内の名前は、その田地の所有者を示し、同じく、括弧内の名前は耕作者を示す。(手)は所有者がその田を手作りしていることを示す。そうして(0.50)と云ったような形の数字は、その田の広さを播種量で示したもので、これはこの田が五升蒔の広さである事を示す。この場合、灌水について云うと、当村は1週間に1回の番水であるから、この図の田を1から105の番号に向って1週間かかって水がめぐってゆくのである。従って、25の田へ23の田より水が先に入る事は絶対にあり得ないのである。25の田を耕作する百姓は、全体(村落共同体)の中の25と云う、完全に固定された一点においてのみしか、自分の耕地に灌水する事ができないのである。

こんな訳で、このような組織の中に組み込まれている直接的生産者(農民)は、江戸時代にあっては農奴として、一応原則的には独立再生産の主体であるとはいえ、現実の再生産過程においては、彼等は完全に経営の独自性を確立している訳ではなく、一つの社会的再生産体(この場合は用水を基礎とする番水組織)に定位づけられた、いわば組織への従属者として現れるのである。このような意味での社会的再生産体を、ここでは村落共同体と呼び、

近世村落の構造 (大石)

第 15 表

(0.80) 萬(次手) 79	(0.40) 三(右)文(門) 80	(0.30) 弥(左)文(助) 81	(0.40) 弥(左)兵(工) 82	(0.50) 三(左)兵(工) 83	(0.30) 新(左)兵(工) 84	(0.90) 久(次)兵(工) 85	(0.70) 久(次)兵(工) 86	(0.60) 藤(手) 87	(0.60) 武(手) 88	(1.50) 所(左)工(門) 89	(0.70) 久(次)兵(工) 90	(0.50) 藤(手) 94	(0.40) 藤(手) 95	(0.30) 藤(手) 96	(0.30) 藤(手) 97	(0.50) 藤(手) 98	(0.40) 藤(手) 99	(0.30) 藤(手) 100																												
(0.40) 新(左)兵(工) 75	(0.30) 新(左)兵(工) 76	(0.50) 新(左)兵(工) 77	(0.60) 新(左)兵(工) 78	(0.40) 新(左)兵(工) 79	(0.10) 新(左)兵(工) 80	(0.20) 新(左)兵(工) 81	(0.35) 新(左)兵(工) 82	(0.75) 新(左)兵(工) 83	(0.20) 新(左)兵(工) 84	(0.70) 新(左)兵(工) 85	(1.30) 新(左)兵(工) 86	(0.80) 新(左)兵(工) 87	(0.40) 新(左)兵(工) 88	(0.60) 新(左)兵(工) 89	(0.50) 新(左)兵(工) 90	(0.30) 新(左)兵(工) 94	(0.30) 新(左)兵(工) 95	(0.30) 新(左)兵(工) 96	(0.30) 新(左)兵(工) 97	(0.50) 新(左)兵(工) 98	(0.40) 新(左)兵(工) 99	(0.30) 新(左)兵(工) 100																								
(1.80) 新(左)兵(工) 72	(1.00) 新(左)兵(工) 73	(0.80) 新(左)兵(工) 74	(0.80) 新(左)兵(工) 75	(0.80) 新(左)兵(工) 76	(0.80) 新(左)兵(工) 77	(0.80) 新(左)兵(工) 78	(0.80) 新(左)兵(工) 79	(0.80) 新(左)兵(工) 80	(0.80) 新(左)兵(工) 81	(0.80) 新(左)兵(工) 82	(0.80) 新(左)兵(工) 83	(0.80) 新(左)兵(工) 84	(0.80) 新(左)兵(工) 85	(0.80) 新(左)兵(工) 86	(0.80) 新(左)兵(工) 87	(0.80) 新(左)兵(工) 88	(0.80) 新(左)兵(工) 89	(0.80) 新(左)兵(工) 90	(0.80) 新(左)兵(工) 94	(0.80) 新(左)兵(工) 95	(0.80) 新(左)兵(工) 96	(0.80) 新(左)兵(工) 97	(0.80) 新(左)兵(工) 98	(0.80) 新(左)兵(工) 99	(0.80) 新(左)兵(工) 100																					
(1.50) 新(左)兵(工) 69	(0.60) 新(左)兵(工) 70	(0.70) 新(左)兵(工) 71	(0.70) 新(左)兵(工) 72	(0.70) 新(左)兵(工) 73	(0.70) 新(左)兵(工) 74	(0.70) 新(左)兵(工) 75	(0.70) 新(左)兵(工) 76	(0.70) 新(左)兵(工) 77	(0.70) 新(左)兵(工) 78	(0.70) 新(左)兵(工) 79	(0.70) 新(左)兵(工) 80	(0.70) 新(左)兵(工) 81	(0.70) 新(左)兵(工) 82	(0.70) 新(左)兵(工) 83	(0.70) 新(左)兵(工) 84	(0.70) 新(左)兵(工) 85	(0.70) 新(左)兵(工) 86	(0.70) 新(左)兵(工) 87	(0.70) 新(左)兵(工) 88	(0.70) 新(左)兵(工) 89	(0.70) 新(左)兵(工) 90	(0.70) 新(左)兵(工) 94	(0.70) 新(左)兵(工) 95	(0.70) 新(左)兵(工) 96	(0.70) 新(左)兵(工) 97	(0.70) 新(左)兵(工) 98	(0.70) 新(左)兵(工) 99	(0.70) 新(左)兵(工) 100																		
(0.80) 新(左)兵(工) 64	(0.60) 新(左)兵(工) 65	(0.60) 新(左)兵(工) 66	(0.60) 新(左)兵(工) 67	(0.60) 新(左)兵(工) 68	(0.60) 新(左)兵(工) 69	(0.60) 新(左)兵(工) 70	(0.60) 新(左)兵(工) 71	(0.60) 新(左)兵(工) 72	(0.60) 新(左)兵(工) 73	(0.60) 新(左)兵(工) 74	(0.60) 新(左)兵(工) 75	(0.60) 新(左)兵(工) 76	(0.60) 新(左)兵(工) 77	(0.60) 新(左)兵(工) 78	(0.60) 新(左)兵(工) 79	(0.60) 新(左)兵(工) 80	(0.60) 新(左)兵(工) 81	(0.60) 新(左)兵(工) 82	(0.60) 新(左)兵(工) 83	(0.60) 新(左)兵(工) 84	(0.60) 新(左)兵(工) 85	(0.60) 新(左)兵(工) 86	(0.60) 新(左)兵(工) 87	(0.60) 新(左)兵(工) 88	(0.60) 新(左)兵(工) 89	(0.60) 新(左)兵(工) 90	(0.60) 新(左)兵(工) 94	(0.60) 新(左)兵(工) 95	(0.60) 新(左)兵(工) 96	(0.60) 新(左)兵(工) 97	(0.60) 新(左)兵(工) 98	(0.60) 新(左)兵(工) 99	(0.60) 新(左)兵(工) 100													
(0.80) 新(左)兵(工) 60	(0.50) 新(左)兵(工) 61	(0.50) 新(左)兵(工) 62	(0.50) 新(左)兵(工) 63	(0.50) 新(左)兵(工) 64	(0.50) 新(左)兵(工) 65	(0.50) 新(左)兵(工) 66	(0.50) 新(左)兵(工) 67	(0.50) 新(左)兵(工) 68	(0.50) 新(左)兵(工) 69	(0.50) 新(左)兵(工) 70	(0.50) 新(左)兵(工) 71	(0.50) 新(左)兵(工) 72	(0.50) 新(左)兵(工) 73	(0.50) 新(左)兵(工) 74	(0.50) 新(左)兵(工) 75	(0.50) 新(左)兵(工) 76	(0.50) 新(左)兵(工) 77	(0.50) 新(左)兵(工) 78	(0.50) 新(左)兵(工) 79	(0.50) 新(左)兵(工) 80	(0.50) 新(左)兵(工) 81	(0.50) 新(左)兵(工) 82	(0.50) 新(左)兵(工) 83	(0.50) 新(左)兵(工) 84	(0.50) 新(左)兵(工) 85	(0.50) 新(左)兵(工) 86	(0.50) 新(左)兵(工) 87	(0.50) 新(左)兵(工) 88	(0.50) 新(左)兵(工) 89	(0.50) 新(左)兵(工) 90	(0.50) 新(左)兵(工) 94	(0.50) 新(左)兵(工) 95	(0.50) 新(左)兵(工) 96	(0.50) 新(左)兵(工) 97	(0.50) 新(左)兵(工) 98	(0.50) 新(左)兵(工) 99	(0.50) 新(左)兵(工) 100									
(0.80) 新(左)兵(工) 57	(0.80) 新(左)兵(工) 58	(0.80) 新(左)兵(工) 59	(0.80) 新(左)兵(工) 60	(0.80) 新(左)兵(工) 61	(0.80) 新(左)兵(工) 62	(0.80) 新(左)兵(工) 63	(0.80) 新(左)兵(工) 64	(0.80) 新(左)兵(工) 65	(0.80) 新(左)兵(工) 66	(0.80) 新(左)兵(工) 67	(0.80) 新(左)兵(工) 68	(0.80) 新(左)兵(工) 69	(0.80) 新(左)兵(工) 70	(0.80) 新(左)兵(工) 71	(0.80) 新(左)兵(工) 72	(0.80) 新(左)兵(工) 73	(0.80) 新(左)兵(工) 74	(0.80) 新(左)兵(工) 75	(0.80) 新(左)兵(工) 76	(0.80) 新(左)兵(工) 77	(0.80) 新(左)兵(工) 78	(0.80) 新(左)兵(工) 79	(0.80) 新(左)兵(工) 80	(0.80) 新(左)兵(工) 81	(0.80) 新(左)兵(工) 82	(0.80) 新(左)兵(工) 83	(0.80) 新(左)兵(工) 84	(0.80) 新(左)兵(工) 85	(0.80) 新(左)兵(工) 86	(0.80) 新(左)兵(工) 87	(0.80) 新(左)兵(工) 88	(0.80) 新(左)兵(工) 89	(0.80) 新(左)兵(工) 90	(0.80) 新(左)兵(工) 94	(0.80) 新(左)兵(工) 95	(0.80) 新(左)兵(工) 96	(0.80) 新(左)兵(工) 97	(0.80) 新(左)兵(工) 98	(0.80) 新(左)兵(工) 99	(0.80) 新(左)兵(工) 100						
(0.80) 新(左)兵(工) 54	(0.80) 新(左)兵(工) 55	(0.80) 新(左)兵(工) 56	(0.80) 新(左)兵(工) 57	(0.80) 新(左)兵(工) 58	(0.80) 新(左)兵(工) 59	(0.80) 新(左)兵(工) 60	(0.80) 新(左)兵(工) 61	(0.80) 新(左)兵(工) 62	(0.80) 新(左)兵(工) 63	(0.80) 新(左)兵(工) 64	(0.80) 新(左)兵(工) 65	(0.80) 新(左)兵(工) 66	(0.80) 新(左)兵(工) 67	(0.80) 新(左)兵(工) 68	(0.80) 新(左)兵(工) 69	(0.80) 新(左)兵(工) 70	(0.80) 新(左)兵(工) 71	(0.80) 新(左)兵(工) 72	(0.80) 新(左)兵(工) 73	(0.80) 新(左)兵(工) 74	(0.80) 新(左)兵(工) 75	(0.80) 新(左)兵(工) 76	(0.80) 新(左)兵(工) 77	(0.80) 新(左)兵(工) 78	(0.80) 新(左)兵(工) 79	(0.80) 新(左)兵(工) 80	(0.80) 新(左)兵(工) 81	(0.80) 新(左)兵(工) 82	(0.80) 新(左)兵(工) 83	(0.80) 新(左)兵(工) 84	(0.80) 新(左)兵(工) 85	(0.80) 新(左)兵(工) 86	(0.80) 新(左)兵(工) 87	(0.80) 新(左)兵(工) 88	(0.80) 新(左)兵(工) 89	(0.80) 新(左)兵(工) 90	(0.80) 新(左)兵(工) 94	(0.80) 新(左)兵(工) 95	(0.80) 新(左)兵(工) 96	(0.80) 新(左)兵(工) 97	(0.80) 新(左)兵(工) 98	(0.80) 新(左)兵(工) 99	(0.80) 新(左)兵(工) 100			
(0.80) 新(左)兵(工) 51	(0.80) 新(左)兵(工) 52	(0.80) 新(左)兵(工) 53	(0.80) 新(左)兵(工) 54	(0.80) 新(左)兵(工) 55	(0.80) 新(左)兵(工) 56	(0.80) 新(左)兵(工) 57	(0.80) 新(左)兵(工) 58	(0.80) 新(左)兵(工) 59	(0.80) 新(左)兵(工) 60	(0.80) 新(左)兵(工) 61	(0.80) 新(左)兵(工) 62	(0.80) 新(左)兵(工) 63	(0.80) 新(左)兵(工) 64	(0.80) 新(左)兵(工) 65	(0.80) 新(左)兵(工) 66	(0.80) 新(左)兵(工) 67	(0.80) 新(左)兵(工) 68	(0.80) 新(左)兵(工) 69	(0.80) 新(左)兵(工) 70	(0.80) 新(左)兵(工) 71	(0.80) 新(左)兵(工) 72	(0.80) 新(左)兵(工) 73	(0.80) 新(左)兵(工) 74	(0.80) 新(左)兵(工) 75	(0.80) 新(左)兵(工) 76	(0.80) 新(左)兵(工) 77	(0.80) 新(左)兵(工) 78	(0.80) 新(左)兵(工) 79	(0.80) 新(左)兵(工) 80	(0.80) 新(左)兵(工) 81	(0.80) 新(左)兵(工) 82	(0.80) 新(左)兵(工) 83	(0.80) 新(左)兵(工) 84	(0.80) 新(左)兵(工) 85	(0.80) 新(左)兵(工) 86	(0.80) 新(左)兵(工) 87	(0.80) 新(左)兵(工) 88	(0.80) 新(左)兵(工) 89	(0.80) 新(左)兵(工) 90	(0.80) 新(左)兵(工) 94	(0.80) 新(左)兵(工) 95	(0.80) 新(左)兵(工) 96	(0.80) 新(左)兵(工) 97	(0.80) 新(左)兵(工) 98	(0.80) 新(左)兵(工) 99	(0.80) 新(左)兵(工) 100

その構成員であり、かつ運営主体たるものが、五郎兵衛新田の場合、云々迄もなく本(長)百姓なのである。

なおこのような村落共同体(近世的)の内容をなすものは、勿論今あげた水と土地との一体としての耕地のみではない。その耕地の再生産を保障する肥料給源としての採草地たる入会をはじめ、その他様々の副次的なものがこれに重なる事は云々迄もない。

さてこのような村落共同体のほか、近世村落を見る場合に注目すべき問題として、まき(同族団)、ゆい等の言葉で表される、村落外団体内にある更に小さい結合体——私は仮にこれを村落内結合と名付けているが——がある。今この村落内結合の問題に簡単ながら触れておこう。

第15表を詳細に見ると次の事に気附く。耕地所有者は、隣接する水掛の耕地を持つ事は

近世村落の構造(大石)

あっても、耕作者の方は原則として隣接地は耕作しておらず、相当その間隔が隔っていると云う事である。このような関係がより明瞭に判るように第12表を作り直したのが第16表である。即ち、番水順位の一水掛単位毎に整理してみると、一水掛単位内にある土地の筆数と耕作者の人数とは大体一致するのに対し、所有者の数は相当少ない数字を示す。これは、水掛より見たブロック地の所有は集中する事があっても、耕作の方は原則として一水掛ブ

第 16 表

番水順位	筆 数	所持者数	耕作者数
13日 昼前	13筆	9人	13人
同 昼過	21"	17(16)"	19"
同 夜番	11"	8"	11"
16日 昼前	8"	2"	7"
同 昼過	10"	9"	12"
18日 昼過	12"	9"	10"
同 夜	9"	7"	9"
19日 昼	10"	8"	10"
19日 夜	11"	8"	10"

ロックの一つしか分布しないと云う事を示すものである。

では、このような耕地の分散(所有ではない)は何故おこるのであろうか。その理由の一つは、中世社会の解体の仕方と云う歴史的事情によるのであるが、今一つは日本農業の基調をなす水田稲作経営と、それを遂行する技術の問題によると考えられる。そしてこの方がより本源的理由である事は云う迄もない。

日本農業の基調をなす水田稲作経営は、田植時と刈入時とに大きな労働力のピークを持っている。殊に田植時のピークは決定的である。この田植時のピークは先記のような用水の配水=灌水体系とからみあって、問題をより一層困難なものとしている。と云うのはこうである。一村落の田植期間はせいぜい3~7日が一般であるが、そうすると一筆の田に配水される期間はごく短時間に制限されて、せいぜい半日、またはそれ以下のものとなる。この短期間にあの、猫の手も借りたいほどの累積する巨大な田植労働が為される訳である。

第 17 表

寛永13年		寛文9年 延宝4年		備 考
名 前	土地所持 (セ)	名 前	土地所持 (石)	
所左衛門	201.15	武右衛門 弥左衛門 清左衛門	18.964 ? 6.004	所左衛門の子 " 武右衛門の妹嫁・八幡宿より来村
		九兵衛 兵三郎 与惣左衛門 権右衛門	12.967 ? 9.194 8.528	前山村より来村 同人父は九兵衛と兄弟、前山村より来村 九兵衛伯母嫁、前山村より来村 九兵衛・与惣右衛門手引で来村
六右衛門	110.14	門之丞 久左衛門	? 6,875	六右衛門の子、六右衛門は前山村出身 六右衛門の妻の甥、前山村より来村
弥次右衛門	64.09	与五左衛門 庄左衛門 次郎八	1,381 3,421 1,580	弥次右衛門の子 同上 弥次右衛門の養子
太郎左衛門	24.06	太郎左衛門 作右衛門 孫右衛門 半左衛門	? 2,000 7,024 5,794	太郎左衛門の子 同上 ? 太郎左衛門子の女房のいとこ

こんな訳で、同一百姓が同一水掛区劃に連続する田を二つ以上耕作する事は、労働力の関係上不可能になって来るのである。この為、前にみたように農民の耕作地は水掛体系の各地域に分散することになるのである。しかし、このように分散させても、なお平均4～5人の家族の労働力では、この田植労働を遂行することは、不可能でない迄も、不安定かつ非能率的なものとならざるを得ない。このような問題は単に狭い範囲の田植労働においてのみ云えることではなく、入会利用その他を含めた広い範囲での村落生活においてもいえる事である。それ故、農民達はどうしても、その再生産を安定させる為には、それに適合する彼等独自の労働組織体(相互の)を作る必要が出て来る訳である。このような労働組織体がまき・ゆい等々で表現される村落内結合である。

今、寛文9年(1669)の五郎兵衛新田村の村落内結合表(一部)を作ってみると、第17表のようになる。寛永13年にまで系譜の迎れるものは、さかのぼって表示しておいた。この表から指摘できることは、普通農民として正常な再生産を保ってゆける標準線である10石の水準を割ってまで兄弟に分割するのみならず、兄弟が2人あるにかかわらずさらに養子を迎えるとか、妹婿、女房のいとこ、また知人までも、ともかく少しでも近い関係にある人まで村内に迎え入れて、自分の同族にしていることである。

このようなことを彼等が何故するか、という事であるが、それは少々所有石高が少なくなっても、このような労働の相互扶助的組織を

作った方が、大きな目でみると、より安定した再生産と、より便利な村落生活をなし得たという事に他ならない。

以上五郎兵衛新田村の本(長)百姓と抱とを軸とする村落構造と、そのような村落構造を生み出す近世的村落共同体の基礎構造について、必要な範囲で簡単に触れてみた。後者及びその具体的な機能が村落生活に如何にあらわれるかは別稿に譲ることにしたい。

(附記)

私は大学を卒業した年、昭和24年夏から5年間ほど、殆んど一切の余暇を五郎兵衛新田を中心とする信州佐久平の農村史の調査についやした。史料を見、風物を観察するため同地に滞在した日数だけでも延に直すと100日は遙かにこすであろう。この佐久滞在の半分以上は五郎兵衛新田の柳沢猛敏氏の御宅に厄介になった。同氏のこの御援助がなければ恐らく私の佐久調査は成立しなかったろう。にもかかわらず私は佐久については「近世初頭における土豪開発新田について」以外何も書いていない。調べが進めば進むほど事は単純でなく、当時流行のシーマなどではとうてい処理出来なかったからである。今に、今にと思いつながら今日まで延々になってしまった。ところが本年2月、柳沢猛敏氏が急逝されてしまった。この事は同氏に謝意をこめて1冊の著書をと考えていた私にとって全く思いもかけない痛嘆事であった。とりあえず同氏の御冥福を祈りつつ、夜を日について一文を草した次第である。

なお本論文で主として使った五郎兵衛新田村柳沢信哉氏文書は、猛敏氏の御口添もあって昨秋信哉氏より学習院大学に御寄贈をうけ目下保存のため整理中である。